

平成24年度
障害者施策市町村実施事業一覧

新潟県福祉保健部障害福祉課

目 次

・はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1		
・障害者施策市町村実施事業一覧			
村上市・・・・・・・・・・・・・・・・	4	田上町・・・・・・・・・・・・・・・・	29
関川村・・・・・・・・・・・・・・・・	5	長岡市・・・・・・・・・・・・・・・・	30
粟島浦村・・・・・・・・・・・・・・・・	6	出雲崎町・・・・・・・・・・・・・・・・	33
新発田市・・・・・・・・・・・・・・・・	6	小千谷市・・・・・・・・・・・・・・・・	34
阿賀野市・・・・・・・・・・・・・・・・	8	魚沼市・・・・・・・・・・・・・・・・	36
聖籠町・・・・・・・・・・・・・・・・	9	湯沢町・・・・・・・・・・・・・・・・	38
胎内市・・・・・・・・・・・・・・・・	11	南魚沼市・・・・・・・・・・・・・・・・	39
五泉市・・・・・・・・・・・・・・・・	13	十日町市・・・・・・・・・・・・・・・・	41
阿賀町・・・・・・・・・・・・・・・・	16	津南町・・・・・・・・・・・・・・・・	43
新潟市・・・・・・・・・・・・・・・・	17	柏崎市・・・・・・・・・・・・・・・・	44
燕市・・・・・・・・・・・・・・・・	21	刈羽村・・・・・・・・・・・・・・・・	46
弥彦村・・・・・・・・・・・・・・・・	23	上越市・・・・・・・・・・・・・・・・	47
三条市・・・・・・・・・・・・・・・・	23	妙高市・・・・・・・・・・・・・・・・	50
加茂市・・・・・・・・・・・・・・・・	27	糸魚川市・・・・・・・・・・・・・・・・	51
見附市・・・・・・・・・・・・・・・・	28	佐渡市・・・・・・・・・・・・・・・・	52
・市町村障害福祉担当課・・・・・・	55		

はじめに

◎平成 24 年度障害者施策市町村実施事業一覧について

障害者自立支援法では、自立支援給付のほか、市町村は地域生活支援事業を行うこととしています。

地域生活支援事業では“全ての市町村が行う事業”と“その他の事業”があり、平成 24 年度障害者施策市町村実施事業一覧では“その他の事業”及び各市町村が独自に実施している事業を掲載しています。

地域生活支援事業

ア 相談支援事業

イ 成年後見制度利用支援事業

ウ コミュニケーション支援事業

エ 日常生活用具給付等事業

オ 移動支援事業

カ 地域活動支援センター機能強化事業

全ての市町村で実施しています。
事業の概要は【市町村の必須事業】を参照してください。(P3～)
サービス内容等の詳細については各市町村により異なります。

平成 24 年度障害者施策市町村実施事業一覧の掲載事業

キ その他の事業

上記のア～オの他に実施している事業
事業内容等は【平成 24 年度障害者施策市町村実施事業一覧】を参照してください

市町村が独自に実施している事業

事業内容等は【平成 24 年度障害者施策市町村実施事業一覧】を参照してください

【市町村の必須事業の概要】

ア 相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

イ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、権利擁護のため、その利用を支援します。

ウ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点字等を行う者の派遣などを行います。

エ 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

オ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

カ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者					担当課		
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他		対象者の概要	利用者負担等
村上市	生活支援等事業	その他	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。	○	○	○			一時的に見守り等が必要な障害者	経費の1割(負担上限月額あり)	福祉課
村上市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					入浴が困難な在宅の身体障害者	1回12,500円 (負担上限月額あり)	福祉課
村上市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。					○	手話奉仕員等として活動する意思がある者		福祉課
村上市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障害者手帳4級以上所持者で免許取得により社会活動への参加が見込まれるもの		福祉課
村上市	村上市心身障害者福祉金	手当等	障害者手帳所持者に福祉金を支給する。(年額 身障手帳1級 50,000円、2級 40,000円、3級 30,000円、療育手帳 A 50,000円、B 30,000円 精神手帳1級 50,000円、2級 40,000円、3級 30,000円)	○	○	○			身障手帳1種、1～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けた在宅の者(住民税課税者、公的な年金及び手当の支給を受けている者を除く)		福祉課
村上市	心身障害者扶養共済制度掛金助成	扶養共済	基本月額掛金の1/2を助成	○	○	○		○	扶養共済制度加入者		福祉課
村上市	特殊障害者器具装着費助成	福祉器具助成等	特殊障害者器具装着者に、装着費の自己負担額の1/2を助成					○	人工肛門及び人工膀胱の器具装着者で身体障害者手帳交付予定の者		福祉課
村上市	市身体障害者団体連合会補助金	団体助成	運営費補助	○					市身体障害者団体連合会補助金		福祉課
村上市	市手をつなぐ育成会補助	団体助成	運営費補助		○				村上市手をつなぐ育成会		福祉課
村上市	市家族会運営費補助金	団体助成	精神障害者家族会の活動に対し助成を行う			○			村上市家族会		福祉課
村上市	精神障害者医療費助成	医療・通院(入院)	入院医療費の助成 自己負担額の1/3を助成(上限10,000円)			○			精神障害者		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
村上市	福祉タクシー事業	移動支援	障害者手帳所持者にタクシー利用券を支給する。 年間24枚 1枚当たり小型タクシー基本料金分助成	○	○	○			身障手帳1～3級・療育手帳A・精神保健福祉手帳1級の交付を受けた在宅の者		福祉課
村上市	精神障害者自立支援医療(精神通院)診断書助成	手当等	自立支援医療(精神通院)支給認定に必要な診断書料の1/2を助成			○			精神障害者		福祉課
村上市	障害者紙おむつ等購入費助成	紙おむつ	障害者手帳所持者に紙おむつ等購入費助成券を交付する。 1月当たり1枚 1枚当たり市民税非課税世帯3,000円、課税世帯2,000円助成	○	○				身障手帳1、2級・療育手帳の交付を受けた在宅の者		福祉課
関川村	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					在宅の身体障がい者	村民税の額等によって負担あり	住民福祉課
関川村	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○			一時的に見守り等の支援が必要と村長が認めた障がい者等	村民税の額等によって負担あり	住民福祉課
関川村	社会参加促進事業(自動車関係)	その他	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障害者または身体障害者と生計を一にする者	村民税の課税状況等による	住民福祉課
関川村	特殊教育諸学校就学助成金	その他	村内に住所を有しており、盲学校・聾学校・養護学校に就学している児童に対し、就学助成金として月額5,000円を支給する。(特別児童扶養手当等の受給者は除く)					○	盲・聾・養護学校、特殊学級に就学している児童、生徒の保護者(特別児童扶養手当等の受給者は除く)		住民福祉課
関川村	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	村内に住所を有している精神障がい者に対し、医療費の一部を助成するもの。			○			精神障害者		住民福祉課
関川村	心身障害者扶養共済制度掛金に対する補助金	扶養共済	掛金の2/3を村で助成するもの。					○	扶養共済制度加入者		住民福祉課
関川村	特殊障害者器具装着費用助成事業	福祉器具助成等	人工肛門等の装着者に対し、自己負担額の70%を助成するもの。(補装具外)	○					身体障害者、その他人工肛門、人工膀胱の器具を装着した者すべて		住民福祉課
関川村	補助金等交付事業	団体助成	育成会に対し、活動費等を補助するもの。		○				手をつなぐ育成会		住民福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
関川村	補助金等交付事業	団体助成	家族会に対し、活動費等を補助するもの。			○			精神障害者家族会		住民福祉課
関川村	社会参加促進事業	その他	障がい者の社会参加・就労体験等に協力していただける村内の事業所に対し、謝金を支払うもの。	○	○	○			身障手帳 療育手帳 精神手帳		住民福祉課
関川村	福祉タクシー利用料助成事業	その他	障がい者の社会参加意欲の増進・経済的負担の軽減を図るため、対象者に福祉タクシー券を支給し、交通費の一部を助成するもの。	○	○	○			身障手帳1～4級 療育手帳 精神手帳		住民福祉課
関川村	福祉優待券交付事業	手当等	村営施設の入館料及び使用料を免除する福祉優待券を交付するもの。	○	○	○			身障手帳 療育手帳 精神手帳		住民福祉課
関川村	補助金等交付事業	団体助成	肢体不自由者等からなる団体(三気の会)に活動費を助成するもの。	○					三気の会		住民福祉課
栗島浦村	保険医療機関通院等のための乗船利用助成事業	医療・通院(入院)	保険医療機関通院等のため栗島汽船を利用する際の乗船金額の助成(月2回まで) 障害者 高速船950円/普通船520円					○	・75歳以上の高齢者で前年度収入が80万円以下の者 ・15歳以下の子供(保護者含む) ・妊産婦	保険医療機関通院等のため栗島汽船を利用する際の乗船金額の助成(月2回まで) 対象の障害者 高速船950円/普通船520円を助成	総務課
栗島浦村	灯油配達サービス事業	その他	老衰、心身の障害又は傷病等の理由により灯油の運搬や給油が困難な高齢者及び重度身体障害者世帯を対象に居宅に訪問して灯油を配達する事業	○			○		(1) 村内に住所を有するおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (2) 重度身体障害者の世帯		総務課
新発田市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					聴覚障害者		社会福祉課
新発田市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					視覚障害者		社会福祉課
新発田市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身障手帳所持者で、車いす又はストレッチャー利用者	タクシー運行料金の半額を助成	社会福祉課
新発田市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○	○			身障手帳1～2級 3級一部 療育手帳A 精神手帳1～3級	小型・中型車の基本料金及び迎車回送料金を助成	社会福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
新発田市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障害者手帳1・2級。所得制限あり。	・本人運転自動車改造の場合10万円を限度、・介護者運転自動車改造の場合は60万円を限度、世帯の所得状況により負担あり。	社会福祉課
新発田市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障害者手帳4級以上	免許取得に直接要した費用の3分の2 10万円を限度	社会福祉課
新発田市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び必要筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					聴覚障害者		社会福祉課
新発田市	社会参加促進事業(スポーツ、文化関係)	スポーツ・文化活動等	パソコン教室、創作活動やスポーツ、レクリエーション教室等の支援、開催により、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○	○			身体・知的・精神障害者		総合健康福祉センター
新発田市	在宅重度心身障害者見舞金支給事業	手当等	在宅の重度心身障害者本人に見舞金を支給。年額60,000円	○	○	○	○		日常生活の大半を他の者の介護によらなければならない者	在宅の重度心身障害者本人に見舞金を支給 年額60,000円	社会福祉課
新発田市	心身障害者扶養共済制度掛金助成事業	扶養共済	県による減免後の掛金の1/2を助成。	○	○	○	○		新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第4条第1項該当者	県による減免後の掛金の1/2を助成。	社会福祉課
新発田市	福祉電話設置事業	福祉器具助成等	電話機取り付け工事費、回線使用料、配線使用料、機器使用料を助成 通話料は対象者負担	○					身障手帳1～2級 3級 所持者が世帯主で、所得税非課税世帯	電話機取り付け工事費、回線使用料、配線使用料、機器使用料を助成 通話料は対象者負担	社会福祉課
新発田市	障害者緊急通報システム助成事業	福祉器具助成等	緊急通報装置の利用料のうち400円を受給者が負担。差額の利用料を市が負担(市民税非課税世帯、生活保護世帯は市が全額負担。)	○					身体障害者手帳1・2級の手帳所持者のみの世帯、もしくはこれに準ずる世帯	400円/月(非課税世帯・生活保護世帯無料)	社会福祉課
新発田市	住宅建設資金貸付事業	住宅整備(個人住宅等)	住宅の新築、増築、改築、改装、修繕又は購入に要する必要な資金を融資あつせん。融資金額は100万円以上500万円以内	○	○		○	○	前年所得が500万円以下の者 高齢者・障害者と同居または同居予定者	融資金額は100万円以上500万円以内	商工振興課
新発田市	障害者向け住宅整備補助事業	住宅整備(個人住宅等)	補助基準額は50万円。ただし、50万円を下回った場合は、その金額を補助基準額とする	○	○				身体障害者手帳1・2級を所持者及び療育手帳A所持者で、かつ障害者世帯の年収が600万円未満。	生活保護世帯・無料・所得税非課税世帯-1/4・所得税課税世帯-1/2	社会福祉課
新発田市	全国障害者スポーツ大会参加者激励事業	スポーツ・文化活動等	出場者に対して激励金を交付。個人5,000円、団体10,000円					○	心身障害者のうち、全国規模のスポーツ大会出場者、団体	出場者に対して激励金を交付 個人5,000円、団体10,000円	社会福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
新発田市	重度心身障害者等紙おむつ購入費助成事業	紙おむつ	おむつ助成券を発行。1か月1枚 1枚当たり2,500円分	○	○	○			特別障害者手当受給者、特別児童扶養手当対象者、身障手帳1,2級、療育手帳Aで、3歳以上65歳未満の在宅、常時紙おむつを必要とする人で、申請時において本人が市民税非課税。	1か月1枚 1枚当たり2,500円分	社会福祉課
新発田市	寝たきり高齢者おむつ利用支援事業	紙おむつ	月額2,500円の紙おむつ購入助成券を交付				○		在宅で常時紙おむつを必要とする65歳以上の人で、申請時において本人が市民税非課税	1か月1枚 1枚当たり2,500円分	高齢福祉課
新発田市	新発田市若妻会支援事業	団体助成		○					脳卒中後遺者等		総合健康福祉センター
新発田市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障害者手帳所持者で、じん臓機能障害等で人工透析治療のため、同一疾病につき恒久的に週3回以上通院が必要な方	助成額は月額3,500円を上限とする。	社会福祉課
阿賀野市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※更生訓練費給付事業	手当等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○			身体障害者更生支援施設に入所している方等(所得制限あり)		福祉課
阿賀野市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※施設入所者就職支援金給付事業	手当等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○			身体障害者更生支援施設等に入所又は通所していた方に対し、就職等により施設を対処する者		福祉課
阿賀野市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○			障害者等	1割負担	福祉課
阿賀野市	社会参加促進事業(自動車関係)	その他	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○	○			障害の程度による		福祉課
阿賀野市	知的障害者手当	手当等	月額、療育手帳A 3,000円、療育手帳B 2,000円		○				療育手帳所持者		福祉課
阿賀野市	介護手当	手当等	月額 5,000円					○	介護(調査票6点以上)を要する以下の介護者(所得制限あり) ・療育手帳(A)所持者、・身体障害者手帳1・2級所持者、・寝たきり、認知症の40歳以上の者		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
阿賀野市	通所交通費助成	手当等	バス代金等の実費額	○	○	○			施設や作業所への通所者		福祉課
阿賀野市	精神障害者の医療費助成	医療・通院(入院)	医療費月額1/2(入院は1万円限度)			○			自立支援医療(精神通院医療)受給者 精神病院か精神科に一月以上の入院患者		福祉課
阿賀野市	心身障害者扶養共済掛金助成	扶養共済	掛金一口分の1/2					○	扶養共済制度加入者		福祉課
阿賀野市	福祉タクシー利用助成	移動支援	640円の券を年間24枚交付	○	○		○		手帳1,2,3級所持の身体障害者で指定障害を持つ者 療育手帳A所持 寝たきり度C2		福祉課
阿賀野市	紙おむつ等購入助成	紙おむつ	非課税世帯 5,000円/月、均等割のみ課税世帯 3,500円/月、所得割課税世帯 2,000円/月					○	在宅で常時紙オムツを使用している65歳以上の寝たきりまたは認知症の者で調査票14点以上のもの(所得制限あり)		福祉課
阿賀野市	老人世帯等雪降ろし事業	雪下ろし	雪降ろし費を1回につき、10,000円上限に助成					○	・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・母子世帯及び知的障害者世帯等 ・身体障害者のみの世帯で世帯主が身体障害者(1～4級)の世帯		福祉課
阿賀野市	緊急通報装置貸与事業	その他	緊急通報装置を貸与し、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る					○	①おむね65歳以上の単身世帯 ②寝たきり等の高齢者がいる高齢者のみの世帯 ③重度の心身障害の状態にある者で①②に準ずる世帯		福祉課
阿賀野市	寝具乾燥消毒サービス事業	その他	寝具類(敷布団、掛布団、マットレス、毛布、枕)の乾燥、消毒等のサービスを実施(毎月1回)					○	①介護認定を受けたおむね65歳以上の単身世帯 ②おむね80歳以上の高齢者のみの世帯 ③重度の心身障害の状態にある者で①②に準ずる世帯		福祉課
聖籠町	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					身体障がい者	1,250円	保健福祉課
聖籠町	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※更生訓練費給付事業	機能訓練等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○					身体障がい者		保健福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
聖籠町	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※施設入所者就職支援金給付事業	機能訓練等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○					身体障がい者		保健福祉課
聖籠町	生活サポート事業	機能訓練等	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	利用者負担は事業費の1割、負担上限額は介護給付費に準ずる	保健福祉課
聖籠町	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					自動車運転免許を取得しようとする概ね身体障がい者(4級以上)		保健福祉課
聖籠町	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障がい者(上肢、下肢又は体幹不自由)1級又は2級所得により助成額が変わる		保健福祉課
聖籠町	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○				経費の1割(負担上限月額あり)	保健福祉課
聖籠町	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					視覚障がい者		保健福祉課
聖籠町	障がい者の作業所通所に要する交通費助成	手当等	社会復帰の促進、月額7,000円上限(送迎の場合は実費)	○	○	○			社会復帰のために作業所に通所する障がい者		保健福祉課
聖籠町	在宅重度心身障がい者介護手当	手当等	月額10,000円を支給					○	次の者の保護者 ・概ね知能指数35以下で日常生活に常時介護を要する者 ・身障手帳1,2級で、日常生活の大半を介護を要する者		保健福祉課
聖籠町	心身障がい児の通園、通学費助成	手当等	実費助成、月額8,000円上限	○	○	○			養護学校等に通園、通学する児童		保健福祉課
聖籠町	心身障がい児(者)施設入所に伴う保護者訪問時の交通費扶助	手当等	施設訪問時の交通費を支給、実費支給(ただし、交通機関を利用した場合)					○	心身障害で福祉施設に入所している者の保護者		保健福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
聖籠町	じん臓機能障がい者通院交通費助成	手当等	通院に要する交通費の一部を助成。実費助成、月額4,000円上限	○					腎臓機能障がい者		保健福祉課
聖籠町	精神障がい者入院費助成	医療・通院(入院)	自己負担額の助成。月額26,000円上限			○			精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第5条による精神障がい者		保健福祉課
聖籠町	特殊障がい者器具装着費用助成	福祉器具助成等	自己負担額の1/2の額を助成	○					手術により人工肛門、人工膀胱の器具を装着した者		保健福祉課
聖籠町	聖籠町杉の子の家	団体助成		○	○				知的障がい者 身体障がい者		保健福祉課
聖籠町	障害者就労支援事業	その他	公共施設の清掃、保健事業の補助業務を行い、精神障がい者の一般就労に向けた訓練を行う。			○			精神障がい者で回復途上の者		保健福祉課
聖籠町	自立支援医療費助成事業	手当等	自立支援医療費の自己負担額の1/2を助成	○	○	○			自立支援医療受給者		保健福祉課
聖籠町	福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業	移動支援	タクシー利用助成券 年間24枚 1枚当たり700円 燃料費助成券 年間12枚 1枚当たり700円	○	○	○			身体1級、2級及び3級の一部 療育手帳A 精神障がい者保健福祉手帳1級～3級		保健福祉課
胎内市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					身体障害者	世帯の所得状況により負担あり	健康福祉課
胎内市	生活支援等事業	その他	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。	○	○	○			障害者自立支援法に規定する障害者および障害児	1割負担(上限あり)	健康福祉課
胎内市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○			障害者自立支援法における区分認定を受けた障害者および当事業における区分認定を受けた障害児	1割負担(上限あり)	健康福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
胎内市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			障害者自立支援法に規定する障害者および障害児	1割負担(上限あり)	健康福祉課
胎内市	社会参加促進事業(自動車関係)	その他	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					自動車普通運転免許取得助成(身体障害者手帳4級以上) 自動車改造等助成(上肢、下肢または体幹機能障害者で身体障害者手帳1・2級)	限度額あり	健康福祉課
胎内市	重度心身障害者等介護手当支給事業	手当等	月額5,000円				○		療育手帳A 身障、精神手帳1.2級 要介護度3～5を3か月以上常時介護する家庭		健康福祉課
胎内市	就労継続支援施設等交通費助成事業	手当等	該当施設までの距離を基準に市内を三地区に分け、15日以上通所した場合に定額の交通費を助成 デマンドバス定期券の場合、半額助成			○			市内在住の障害者で該当する施設へ通所する者		健康福祉課
胎内市	人工透析通院交通費助成事業	医療・通院(入院)	通院に要する交通費の一部を助成。月額4,000円	○					腎臓機能障害者		健康福祉課
胎内市	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	(1ヶ月分の精神科医療費の自己負担額－15,000円)×1/3を助成			○			精神障害者		健康福祉課
胎内市	心身障害者扶養共済掛金助成事業	扶養共済	掛金の一部を助成、年間掛金の1/2					○	扶養共済制度加入者		健康福祉課
胎内市	聴覚障害者等電話ファックス等助成事業	福祉器具助成等	基本料金の半額、ファックス信号装置の使用料の全額助成	○					聴覚障害者、音声・言語機能障害3級以上 15歳以上		健康福祉課
胎内市	緊急通報システム設置	福祉器具助成等	緊急通報システムの設置(収入・健康条件あり)、個人負担なし					○	一人暮らしで介護認定されている等、健康条件に該当する高齢者、障害者		健康福祉課
胎内市	社会福祉補助金交付事業	団体助成	補助金 110,000円	○					身体障害者福祉協会		健康福祉課
胎内市	社会福祉補助金交付事業	団体助成	補助金 40,000円		○				胎内市手をつなぐ育成会		健康福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
胎内市	心身障害児託児所事業助成	団体助成	学校の長期休業期間(夏、冬、春休み)に障害児を持つ家族が協力して預かり事業を行うことへの助成	○	○	○			小中学校及び特殊教育諸学校(盲、聾、養護学校)に在学している心身障害児		健康福祉課
胎内市	寝具乾燥サービス	その他	月1回以内、個人負担1割					○	高齢者世帯または寝たきりの高齢者及び障害者		健康福祉課
胎内市	訪問理美容サービス	その他	移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービス(出張料1,500円)					○	高齢者世帯及び身体障害者		健康福祉課
胎内市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					聴覚障害者		健康福祉課
胎内市	食の自立支援	その他	栄養管理が必要とされる者に弁当を配達するとともに、その者の見守りを行う。					○	一人暮らし障害者又は高齢者・障害者のみの世帯で保健師が行うアセスメントにより必要と認められた者	課税状況に応じて個人負担あり	健康福祉課
五泉市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					在宅の重度身体障害者	1割負担(上限あり)	健康福祉課
五泉市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※更生訓練費給付事業	手当等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○		○	就労移行支援・自立訓練事業を受けているもの又は旧法施設で更生訓練を受けているもの		健康福祉課
五泉市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○		○	身体障害者 知的障害者 精神障害者	1割負担(上限あり)	健康福祉課
五泉市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					視覚障害者		健康福祉課
五泉市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障害者・介護者		健康福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
五泉市	生活支援等事業	その他	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。	○	○	○		○	精神障害者		健康福祉課
五泉市	社会参加促進事業(スポーツ、文化関係)	その他	パソコン教室、創作活動やスポーツ、レクリエーション教室等の支援、開催により、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○	○		○	精神障害者		健康福祉課
五泉市	障害者施設等通所費助成	手当等	10日以上/月の通所、2km以上 2,000円、5km以上 4,000円	○	○	○		○	障害者施設等に通所している者		健康福祉課
五泉市	心身障害者福祉扶助金	手当等	障害を持ちながら、障害年金等を受給できない者に扶助金を支給 月額3,000円	○	○				身障手帳1～2級 療育手帳 障害を事由とする年金、手当を受給していない者		健康福祉課
五泉市	在宅寝たきり老人等介護手当扶助金	手当等	在宅で常時おむつが必要な者に、介護手当扶助金を支給 月額6,000円	○	○		○		排泄に全面介助を要する在宅で、次のいずれかに該当するもの ・65歳以上で6か月以上寝たきりの者 ・身障手帳1.2級、療育手帳A		高齢福祉課
五泉市	じん臓機能障害者移送給付費	医療・通院(入院)	医療機関の所在地に応じた定額を補助	○					腎臓機能障害者で終生透析が必要な者		健康福祉課
五泉市	精神障害者医療費助成	医療・通院(入院)	精神障害者の医療費の軽減 通院、入院ともに自己負担の67%を助成			○			診断書等により精神疾患者と認められる者		健康福祉課
五泉市	心身障害者扶養共済負担金	扶養共済	一口目の掛け金において県が行う減免額を差し引いた残額の2/3を助成	○	○	○		○	扶養共済制度加入者		健康福祉課
五泉市	緊急通報装置貸与事業	福祉器具助成等	緊急時に迅速に対応するために、緊急通報装置を貸与。基本料は市が負担。電話回線使用料は個人負担。	○			○		在宅の1人暮らし高齢者や重度身体障害者の者		高齢福祉課
五泉市	高齢者・障害者向住宅整備資金貸付事業	住宅整備(個人住宅等)	・貸付限度額 300万円、・貸付利率 年利2.2%、・償還期間 10年以内、高齢者等の専用居室確保に必要な住宅の工事、・浴室、トイレ等の増改築工事、・廊下、階段等の住宅内及び玄関先の安全性、利便性向上に係る工事、※低利な資金を貸し付けるため、市内金融機関に預託する。	○	○		○		・60歳以上または身体障害者手帳1～2級、療育手帳Aの者 ・市税の滞納のない者		高齢福祉課
五泉市	福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成	移動支援	270円*60枚のタクシー利用助成。自動車燃料費助成併用券を支給。	○	○	○			身障手帳1～3級 下肢不自由4級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級		健康福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課		
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等	
五泉市	心身発達遅滞児療育事業	機能訓練等	児童に対する訓練指導と保護者に対する療育技術の指導と育成助長を行う	○	○				○	心身に障害のある就学前の児童及び保護者		こども課
五泉市	保健福祉啓発普及事業費補助金	団体助成	補助金支給			○				精神障害者家族会		健康福祉課
五泉市	五泉市身体障害者福祉協会補助金	団体助成	団体事業費の助成	○						五泉市身体障害者福祉協会		健康福祉課
五泉市	障害者送迎サービス費助成事業	移動支援	短期入所及び生活介護の利用に際し送迎サービスを実施した事業所に対して補助する。	○	○	○			○	短期入所・生活介護事業者		健康福祉課
五泉市	食の自立支援事業(弁当配達サービス)	その他	ひとり暮らしの高齢者等に栄養バランスの取れた弁当を、1食300円で週1回定期的に配付。	○					○	ひとり暮らしの高齢者や身体障害者	300円/食	高齢福祉課
五泉市	高齢者・障害者向け安心住まい事業	住宅整備(個人住宅等)	高齢者や障害者が、現在居住している本人または親族の所有する住宅のバリアフリーのための住宅改修。	○	○				○	前年の収入合計が600万円未満の世帯に属する以下の者。 ・65歳以上の介護認定(要支援以上)を受けている高齢者。 ・身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定の交付を受けている障害者。		高齢福祉課
五泉市	社会参加促進事業(その他事業)障害児通学支援事業補助金	移動支援	五泉市に住所を有する県立五泉特別支援学校高等部生徒の通学バス運行に要する経費の一部について、同校高等部保護者会に対して補助を行う。						○	五泉特別支援学校高等部保護者会		健康福祉課
五泉市	難病患者等おむつ購入助成事業	紙おむつ	常時おむつを使用している在宅の難病患者等に対し、ひと月あたり1000円券を3枚支給。						○	満3歳から満64歳までの市民税非課税世帯に属する、常時おむつを使用している使用している特定疾患治療研究事業患者及び小児慢性特定疾患治療研究事業患者。		健康福祉課
五泉市	難聴児補聴器購入費助成金	その他	身体障害者手帳の対象とならない難聴児の保護者に対する補聴器の購入費助成						○	18歳以下の両耳の平均聴力レベルが、それぞれ30デシベル以上70デシベル未満であって医師が補聴器の装用の必要を認めた者の保護者	1割負担(上限あり)	健康福祉課
五泉市	高齢者・障害者等世帯雪おろし援助事業	雪下ろし	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者世帯等の理由により自力での雪おろしが困難な世帯に対する雪おろし費用の助成(平成24年度より障害者も対象)	○	○	○	○	○		高齢者及び障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級所持者)等で構成される世帯 ①高齢者のみの世帯 ②高齢者と障害者のみの世帯 ③高齢者と15歳以下の児童のみの世帯 ④障害者のみの世帯 ⑤障害者と15歳以下の児童のみの世帯 ⑥その他特に市長が認める世帯	なし	高齢福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
阿賀町	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○				身体障害者 知的障害者		町民生活課
阿賀町	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	手当等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○				身体障害者 知的障害者		町民生活課
阿賀町	生活支援等事業	機能訓練等	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。	○	○	○			身体障害者 知的障害者 精神障害者		保健年金課・町民生活課
阿賀町	特殊教育就学奨励費	手当等	特殊学級へ就学する児童の保護者の経済的負担を軽減(助成の割合は、費目による)	○	○				特殊学級へ就学する児童(世帯の所得に応じて助成割合が決まる)		学校教育課
阿賀町	障害者介護手当	手当等	在宅障害者の介護における精神的、経済的負担の軽減を図る 一人当たり年間80,000円支給	○	○		○		寝たきり老人等在宅介護手当・(身障手帳1級、療育手帳Aで、常時介護が必要な者を在宅で介護する者含む)		町民生活課
阿賀町	精神・知的障害者福祉施設通所交通費助成事業	手当等	社会復帰施設等の通所者に対し、通所に要する交通費の一部を助成 通所の経路及び方法によって算出した運賃等の1/2	○	○	○			身体障害者 精神障害者 知的障害者		町民生活課・保健年金課
阿賀町	人工透析治療者支援事業	手当等	人工透析による通院にかかる交通費1/2を助成	○					腎臓機能障害のため人工透析治療を受けている者で町長が認めた者		町民生活課
阿賀町	精神障害者医療費通院交通費助成事業	手当等	精神障害者に対し医療費を助成することにより、精神障害者の福祉を図る。入院:一部負担額の2/3、通院:個人負担の全額			○			精神障害者(入院・通院・通所)		保健年金課
阿賀町	阿賀町身体障害者福祉協会補助金	団体助成	団体運営費の助成	○					阿賀町身体障害者福祉協会		町民生活課
阿賀町	阿賀町手をつなぐ親の会補助金	団体助成	団体運営費の助成	○	○				阿賀町手をつなぐ親の会(障害者とその保護者)		町民生活課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
阿賀町	心身障害児療育事業	機能訓練等	精神情緒・運動言語等において発達の遅れが認められる幼児・児童及びその保護者に対し療育指導を実施する。	○	○	○		○	阿賀町の心身障害児及びその保護者		保健年金課
阿賀町	機能訓練事業	機能訓練等	機能の回復、保持を図り、社会との交流の場を設定 事業1回分の補助基準額23,000円を超えた額を町が負担					○	脳梗塞の後遺症者		保健年金課
阿賀町	障害者紙おむつ給付事業	紙おむつ	紙おむつ購入費用を月額4,000円を限度に給付	○	○	○			3歳以上65歳未満で常時おむつを使用している障害者(児)(身障手帳1、2級 療育手帳A 保健福祉手帳1、2級)町民税非課税世帯		町民生活課
新潟市	福祉ホーム事業	施設整備(公共的施設等)	住居を求めている障害者に対し、定額料金で居室やその他の設備を利用できるようにするとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、障害者の地域生活を支援する。			○			施設設置者		障がい福祉課
新潟市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	団体助成	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。					○	新潟市手話サークル連絡協議会		障がい福祉課
新潟市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					【改造費助成】①・本人運転: 上肢、体幹、下肢に係る身障手帳1・2級所持者、改造要件の記載のある免許を所持している身障手帳所持者 ②・介護者運転: 上肢、体幹、下肢、内部機能に係る身障手帳1・2級所持者または第1種肢体不自由者 【免許取得費助成】①身障手帳1～4級(個別等級)所持者		障がい福祉課
新潟市	社会参加促進事業(スポーツ、文化関係)	機能訓練等	パソコン教室、創作活動やスポーツ、レクリエーション教室等の支援、開催により、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障がい者		障がい福祉課
新潟市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※更生訓練費給付事業	機能訓練等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○			就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している障がい者で障がい福祉サービスにかかる利用負担額の生じないものまたはこれに準ずるもの。		障がい福祉課
新潟市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※施設入所者就職支援金給付事業	機能訓練等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○			就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用している障がい者で障がい福祉サービスにかかる利用負担額の生じないものまたはこれに準ずるもので、就職または自営により施設を退所することとなった者。		障がい福祉課
新潟市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					身体障害者手帳1・2級を所持する在宅の重度身体障害者で、ホームヘルパーによる入浴支援や施設入浴が困難な者。介護保険適用者は対象外。	市民税および所得税額により50～12,500円。市民税非課税者、生活保護受給者は無料。	障がい福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
新潟市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○			在宅の障がい者(児)で、介護者の不在等により、施設での一時的な見守り・支援を要する者。	サービス費用の1割(上限月額設定あり。個別給付との統合上限管理。)	障がい福祉課
新潟市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			障害程度区分が「非該当」であり、「居宅介護」の支援決定を受けられない人。	サービス費用の1割(上限月額設定あり。個別給付との統合上限管理。)	障がい福祉課
新潟市	精神障がい者通所作業訓練施設交通費助成事業	手当等	通所施設に通所する精神障がい者の通所に必要な交通費助成通所に公共交通機関を利用する場合、1/2助成通所に自家用車を利用する場合、別途定めた額			○			市内住所を有する者で、生活介護施設、自立訓練施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設、地域活動支援センターⅢ型に通所する精神障がい者		障がい福祉課
新潟市	精神障がい者入院医療費助成事業	手当等	医療機関の精神科病床に入院している精神障がい者に、入院医療費負担の軽減のため、入院治療に要する医療費を助成 月額 10,000円限度 年4回助成			○			次の条件を満たす者 ・月初日～末日同一医療機関の精神科病床に入院 ・精神手帳1,2級 ・健康保険に加入 ・新潟市に1年以上居住 ・生計維持者が市民税課税標準額700万円以下 ・他法の医療費給付・助成を受けられない		障がい福祉課
新潟市	重度心身障がい者福祉手当給付	手当等	月額2,000円を支給	○	○				身体障害者手帳1級・2級の方又は療育手帳「A」の方で国制度の手当・障害年金を受けられない者		障がい福祉課
新潟市	障がい者等施設通所費助成事業	手当等	施設通所に要する交通費の一部を助成	○	○				心身障がい者施設通所者		障がい福祉課
新潟市	障がい福祉サービス等利用者負担軽減事業	手当等	国基準による利用負担額のうち、課税世帯は2割減免する。	○	○	○			障がい福祉サービス、補装具費支給、地域生活支援事業の利用者のうち、利用者の定率負担が生じるもの		障がい福祉課
新潟市	心身障がい者扶養共済掛金助成事業	扶養共済	減免後の掛金の1/2を助成	○	○	○			共済加入者のうち低所得世帯 市民税非課税、均等割課税		障がい福祉課
新潟市	身体障がい者あんしん連絡システム	福祉器具助成等	緊急通報装置を給付 緊急時にあんしん連絡センターが対応	○					身障手帳1,2級(65歳未満) 障がい者のみの世帯	緊急通報装置の1割負担(所得に応じて軽減あり)	障がい福祉課
新潟市	重度心身障がい者福祉電話設置事業	福祉器具助成等	福祉電話等の貸与	○					【福祉電話】身障手帳1,2級(65歳未満)、障がい者のみの世帯、所得税非課税世帯 【特殊機能付電話】上肢不自由2級以上もしくは聴覚障害の方、障がい者のみの世帯、所得税非課税世帯	①福祉電話の貸与:基本料金と通話料300円以上を越えた部分の料金、②:特殊機能付電話:特殊機能付電話使用料以外に発生する料金	障がい福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
新潟市	住宅リフォーム資金助成事業	住宅整備(個人住宅等)	浴室、トイレ等の整備で障がい者使用に配慮した工事 生活保護世帯:100万円、所得税非課税世帯:75万円、所得税課税世帯:50万円	○	○				身障手帳1.2級、療育手帳Aの属する世帯 前年世帯収入600万円未満		障がい福祉課
新潟市	障がい者住宅整備資金融資制度	住宅整備(個人住宅等)	障がい者の住環境の改善のため新築・増改築 限度額410万円 年利1.8% 10年償還	○	○				身障手帳1～4級 療育手帳A 同居者		障がい福祉課
新潟市	新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事業	手当等	施設に入所することが困難な在宅重度重複障がい者を常時介護する保護者に介護見舞金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減する。	○	○				対象となる障がい者を介護している保護者		障がい福祉課
新潟市	福祉のまちづくり推進事業	その他	福祉のまちづくりについて総合的、計画的に啓発を推進する					○			障がい福祉課
新潟市	新潟市精神障害者団体連合会補助金	団体助成	講演会、学習会、作業所の運営等の活動に参画			○			新潟市精神障害者団体連合会		障がい福祉課
新潟市	新潟市精神障害者地域家族会補助金	団体助成	精神障がい者の家族相互の連絡を密にし、精神障がい者の福祉向上と社会復帰の促進を図り、正しい精神保健の知識の普及、啓発に努める			○			新潟市内の精神障害者家族会		障がい福祉課
新潟市	新潟地区断酒友の会連合会補助金	団体助成	酒害相談会、訪問相談、各種研修会の開催により酒害に苦しむ会員が手を取り合い断酒に努めている。また、一般の患者にも広く門戸を開放し、知識の普及を図る。			○			新潟地区断酒友の会連合会		障がい福祉課
新潟市	グループホーム運営費補助金	施設整備(公共的施設等)	地域で自立が難しい障がい者に、共同生活等の確保を支援する事業に補助など		○	○			施設設置者、身体障がい者		障がい福祉課
新潟市	精神障がい者福祉施設建設資金償還補助金	施設整備(公共的施設等)	精神障がい者の社会復帰・社会参加を図るため、精神障がい者福祉施設の建設資金を補助する。			○			施設設置者		障がい福祉課
新潟市	精神障がい者地域生活支援施設補助金	施設整備(公共的施設等)	精神障がい者が、日常生活や社会生活上で必要な生活技術・社会適応性を体得するため、集団・個別指導を行う地域生活支援施設「いこいの家」の運営費を助成。			○			施設設置者		こころの健康センター
新潟市	心身障がい者施設建設資金償還補助金	施設整備(公共的施設等)	福祉医療機構等の償還金に補助 補助割合 元利合計10/10	○	○				社会福祉法人		障がい福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課		
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等	
新潟市	障がい福祉施設整備資金貸付金	施設整備(公共的施設等)	社会福祉協議会の貸付制度(施設新設)に原資を貸付ける						○	新潟市社会福祉協議会		障がい福祉課
新潟市	障がい者スポーツ全国大会参加激励金支給事業	スポーツ・文化活動等	全国大会以上の大会出場者に激励金支給、1人当たり:5,000~10,000円(大会により異なる)、1チーム当たり:100,000円限度	○	○	○				障がい者		障がい福祉課
新潟市	障がい児放課後支援事業	その他	学校等の放課後を利用して、専門の介助員を配置した障がい児保育を行う	○	○					市内の養護学校(特別支援学校)、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒	通常時 390円/回 長期休暇時 780円/回	障がい福祉課
新潟市	福祉タクシー利用助成 自動車燃料費助成事業	移動支援	①福祉タクシー助成:年間@500×52枚 ②燃料費助成:年間26,000円 ③リフト付タクシー助成:大型料金と小型料金の差額を助成 ※①・②は10月以降申請者は半分(半額)、①と②は併給不可	○	○					①②福祉タクシー、自動車燃料助成:身障手帳1.2級3級の一部、療育手帳A所持者 ③リフト付きタクシー:車いす使用者		障がい福祉課
新潟市	障がい者紙おむつ支給事業	紙おむつ	紙おむつ券を交付 ・世帯全員が市民税非課税:ハンツ型60枚または平型200枚相当/月、 ・生計中心者が市民税非課税:ハンツ型30枚または平型100枚相当/月、 ・生計中心者が市民税課税:ハンツ型30枚または平型100枚相当/隔月	○	○					・在宅の心身障がい者(3歳以上)、 ・身障手帳個別等級1.2級(下肢、体幹運動機能)、療育手帳A、 ・世帯の生計中心者の市民税課税標準額700万円未満、65歳以上は、65歳までに上機手帳を取得しているもので介護難病で給付を受けていないもの		障がい福祉課
新潟市	障がい者(児)等相談支援事業	その他	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会生産力を高めるための支援等を行い、障がい者やその家族の地域における生活を支援する。	○	○	○				身体・知的・精神障がい者		障がい福祉課
新潟市	車いす障がい者健康診査事業	その他	指定する医療機関に対して、基本健康診査をおこなった費用を負担	○						在宅の身体障がい者(18歳以上) 常時車いす使用者		障がい福祉課
新潟市	障がい者相談員設置事業	その他	心身障がい者の相談に応じる相談員の設置	○	○					心身障がい者	なし	障がい福祉課
新潟市	障がい児(者)地域療育等支援事業	その他	在宅の重症心身障がい児(者)、障がい児、知的障がい者に対し、療育指導、相談等を行い、地域における生活を支援する。		○							障がい福祉課
新潟市	障がい者施設重度者支援事業	その他	重度の障がい者を支援している市内のケアホームに対して助成する。	○	○	○				施設設置者		障がい福祉課
新潟市	障害者ITサポート事業	その他	新潟市障がい者ITサポート事業の継続、パソコンのボランティアの育成、在宅障がい者への訪問・相談事業、障がい者への教育支援ネットワーク・就労支援ネットワークの機能化。	○	○	○		○		IT技術に関する支援が必要な障がい者およびその家族、福祉施設等の支援者、一般企業。		障がい福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
燕市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					重度身体障害者等	サービス料金の1割負担。自立支援給付制度と同様の月額負担上限額あり。	福祉課
燕市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	その他	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○					身体障害者更生援護施設入所者等		福祉課
燕市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○				身体障害者、知的障害者	サービス料金の1割負担。自立支援給付制度と同様の月額負担上限額あり。	福祉課
燕市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。					○	手話奉仕員養成講座及び要約筆記講座の受講者		福祉課
燕市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身障手帳1～4級	免許取得費用の3分の2を助成し10万円を助成限度額とする。よって助成額を差引いた額が利用者の負担。	福祉課
燕市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					・本人運転—身障手帳が上肢、下肢又は体幹1～2級、 ・介護者運転—身障手帳1～2級	世帯の所得状況により負担あり	福祉課
燕市	精神障害者通所授産施設通所経費助成事業	手当等	「梨の里」「角田の里」へ通所する精神障害者に交通費を助成 バス・JRは実費、自家用車は1km毎に10円			○			授産施設へ通所する精神障害者		福祉課
燕市	在宅重度心身障害児・者等介護手当支給事業	手当等	在宅重度心身障害児・者を介護する者に、介護手当を支給 ・常時在宅：月額 20,000円、 ・通所、通園 月額 10,000円	○	○	○			在宅で身障手帳1.2級、療育手帳A、精神手帳1級で、常時介護を要する者の介護者		福祉課
燕市	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	保険適用後の自己負担額から高額療養費、附加給付を控除した2/3を助成			○			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者		保険年金課
燕市	心身障害者扶養共済制度掛金助成事業	扶養共済	共済制度への加入を促進するため、掛金一口目の7割を助成					○	県扶養共済制度条例第2条に規定する者を扶養する同3条該当者		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課		
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等	
燕市	補装具等自己負担額助成事業	福祉器具助成等	補装具の交付、修理に係る自己負担額の1/2を助成	○						身障手帳所持者		福祉課
燕市	電話ファックス・福祉電話設置事業	福祉器具助成等	取付工事費:全額 回線使用料,配線使用料,フラッシュベル,機器使用料:1/2を助成	○						聴覚障害者、音声・言語機能障害 3級以上		福祉課
燕市	高齢者・障害者向け住宅整備補助事業	住宅整備(個人住宅等)	補助基準額 障害者50万円、高齢者30万円	○	○		○			65歳以上の高齢者で介護保険・要介護又は要支援 身障手帳1～2級、療育手帳A		福祉課
燕市	身体障がい者福祉協会補助金	団体助成	運営費として助成	○						燕市身体障害者福祉協会		福祉課
燕市	肢体不自由児者父母の会補助金	団体助成	運営費として助成	○						燕市肢体不自由児者父母の会		福祉課
燕市	点訳奉仕会補助金	団体助成	運営費として助成	○						燕市点訳奉仕会		福祉課
燕市	視覚障がい者福祉協会補助金	団体助成	運営費として助成	○						燕市視覚障害者福祉協会		福祉課
燕市	聴覚障がい者協会補助金	団体助成	運営費として助成	○						燕市聴覚障がい者福祉協会		福祉課
燕市	燕市手をつなぐ育成会補助金	団体助成	運営費として助成		○					燕市手をつなぐ育成会		福祉課
燕市	「つばくろの里」重度棟建設費補助金	施設整備(公共的施設等)	「つばくろの里」重度棟建設費の償還金の助成		○					社会福祉法人 つばめ福祉会		福祉課
燕市	西蒲原福祉事務組合分担金	団体助成	「やひこの里」「やひこ学園」の運営費として助成		○					西蒲原福祉事務組合		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
燕市	らいふ・すてーしょん補助金	団体助成	「らいふ・すてーしょん」運営費として助成					○	地域活動支援センター		福祉課
燕市	「角田の里」建設費補助金	施設整備(公共的施設等)	建設費の償還金の助成			○			燕西蒲原福祉会		福祉課
燕市	「梨の里」建設費補助金	施設整備(公共的施設等)	建設費の償還金の助成			○			燕西蒲原福祉会		福祉課
燕市	福祉タクシー介護料金助成事業	移動支援	利用にかかる介護料金の半額を助成				○		介護保険・要介護3以上でストレッチャーを利用しなければ移動ができない者		福祉課
燕市	紙おむつ支給事業	紙おむつ	住民税非課税世帯月額5,250円 課税世帯月額3,150円 の引換券を交付	○	○		○		介護保険・要介護1以上、身障手帳1～2級、療育手帳A		福祉課
弥彦村	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。		○				知的障害者		住民福祉課
弥彦村	重度身体障害者介護手当支給	手当等	月額 障害者一人当たり20,000円	○					居宅で臥床する65歳未満で重度障害の状態が6か月以上継続している者を介護している者		住民福祉課
弥彦村	精神障害者医療費助成	医療・通院(入院)	入院:医療費自己負担が1万円を超えた場合、超えた額の2/3を助成 外来:医療費自己負担の1/2を助成			○			精神障害者		住民福祉課
弥彦村	心身障害者扶養共済助成	扶養共済	加入者が納付する特約契約分を除く掛金の額の1/2を補助					○	扶養共済制度加入者		住民福祉課
三条市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					市内に居住し、家庭において、自力又は家族の介助のみでは入浴できない重度身体障がい者	自己負担額は、市単独基準による。(税額による所得階層区分)	福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
三條市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※更生訓練費給付事業	手当等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○			障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者。また、旧法支援を受けている身体障害者で更生訓練を受けている者又は身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所若しくは入所委託をされ更生訓練を受けている者。		福祉課
三條市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※施設入所者就職支援金給付事業	手当等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○			更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することになった者。		福祉課
三條市	社会参加促進事業(自動車関係)	その他	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					(自動車運転免許取得費助成事業) 身体障害者手帳4級以上所持者で免許取得により社会活動への参加が見込まれるもの		福祉課 (H14～)
三條市	社会参加促進事業(自動車関係)	その他	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					(身体障害者用自動車改造費助成) ○本人運転 ・上肢、下肢又は体幹機能障がいに係る身体障害者手帳1級又は2級所持者 ○介護者運転 ・身体障害者手帳1級又は2級を所持し、自ら運転できない車いす利用者の		福祉課 (H14～)
三條市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					(手話奉仕員の派遣) ・聴覚障がい者 ・音声言語機能障がい者		福祉課 (H7から)
三條市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					(手話奉仕員の設置) ・聴覚障がい者 ・音声言語機能障がい者		福祉課 (H11～)
三條市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。					○	(手話奉仕員養成講座) ・手話奉仕員として活動する意思があるもの		福祉課 (H11～)
三條市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○		○	・身体障がいを持つ者 ・知的障がいを持つ者 ・精神障がいを持つ者 ・発達障がいを持つ者	サービスに要する費用の1割(負担上限あり、介護給付費等上限額と合算あり)	福祉課 (H18～)
三條市	三條市精神障がい者通所作業所訓練施設通所交通費助成事業	手当等	居宅地から通所作業訓練施設に通所するもので、次に該当する者。 ・路線バス等で通所する者で、一般に利用する最短の経路の距離が片道1km以上の者に実費を助成。 ・自家用車等により通所する者で、片道1.5km以上の者に、1km当たり利用する車両により、5円・7円又は10円を助成。			○			精神障害者通所作業訓練施設に通所する者		福祉課
三條市	特別支援教育就学奨励事業	手当等	車で通学する保護者にガソリン代を助成 1kmあたり15円					○	市立小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者で所得の基準が合致する者		教育委員会 学校教育課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
三条市	三条市特別支援学校児童・生徒就学費補助金	手当等	特別支援学校に通学する児童生徒等の教育費の保護者負担の軽減と教育効果の向上を図る。 月額4,000円を支給						○	特別支援学校幼稚部、小学部、中学部、高等部に在籍する者で、通学バスを利用し支給を受けない者を除く	教育委員会 学校教育課
三条市	ねたきり高齢者等介護手当支給事業	手当等	要介護3以上に認定された在宅の方、もしくは65歳未満で身障、療育、精神手帳のいずれか所持している在宅の方を介護している方に対して、月額5,000円の介護手当を支給する。	○	○	○	○			次の方を在宅で介護している方 ・要介護3以上の方 ・65歳未満で、身障者手帳1、2級、療育手帳A、精神手帳1級のいずれか所持している方	福祉課 高齢介護課
三条市	精神障がい者医療費助成事業	医療・通院(入院)	入院の医療費から他法負担(高額療養費・付加給付均等)を控除した額の40%を助成。			○				精神障害で医療を受けている者の世帯主、保護義務者(世帯全員の前年度の所得合計額が800万円以下)	福祉課
三条市	心身障害者扶養共済掛金助成費	扶養共済	掛金1口目の1/2を助成 新潟県心身障害者扶養共済制度条例第6条第2項に規定する掛金は助成しない						○	扶養共済制度加入者	福祉課
三条市	補装具等自己負担額助成費	その他	身体障害者(児)又はその扶養義務者が補装具の購入又は修理に要する費用から障害者自立支援法第76条第2項の規定による額を控除して得た額の1/2を限度として助成する。	○						身体障害者(児)	福祉課
三条市	身体障害者福祉電話使用料等助成費	その他	日常生活用具給付等事業により貸与した福祉電話の借受人に対し、予算の範囲内で電話使用料等(回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料、ユニバーサルサービス料その他の電話基本料金の合計額をいう。)を助成する。	○						難聴者又は外出困難な身体障害者	福祉課
三条市	日常生活用具自己負担額助成費	その他	日常生活用具の給付に要する自己負担額の1/2を限度として助成する。	○	○					身体障害者(児)、知的障害者(児)	福祉課
三条市	車いす貸与	福祉器具助成等	短期間(7日間程度)無料で車いすを貸与						○	歩行が困難な方	福祉課
三条市	三条市身体障害者福祉協会補助金	団体助成	身体障害者の社会的地位の向上と団体運営の充実、身体障害者の福祉増進を図る	○						三条市身体障害者福祉協会	福祉課
三条市	新潟県中越福祉事務組合負担金	施設整備(公共的施設等)	知的障害児施設「まごころ学園」 知的障害者更生施設「まごころ寮」 設置、管理、運営に関する事務を共同処理する		○					新潟県中越福祉事務組合	福祉課
三条市	身体障がい者水中運動教室	スポーツ・文化活動等	毎週金曜日 10時30分から12時まで ペットボトル筋力トレーニング、ストレッチ、水中歩行、水中運動、水泳の基本等を取り入れた水中運動教室	○						身体に障がいのある方とご家族。	健康づくり課(市民プール)

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課		
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等	
三條市	知的障がい水中運動教室	スポーツ・文化活動等	第2・第4土曜日 11時30分から12時30分まで 水中歩行、水中運動、水中ゲーム、水泳の基本等を取り入れた水中運動教室		○					知的な障がいのある方とご家族		健康づくり課(市民プール)
三條市	フレッシュ講座	スポーツ・文化活動等	余暇を利用し、レクリエーションや野外活動を通して、仲間づくりや社会参加を図る。		○					概ね15歳以上の知的障がい者、家族	年会費:1,000円(講座内容により実費負担あり)	嵐南公民館
三條市	福祉タクシー利用料金助成費	移動支援	福祉タクシー利用券を交付し、タクシー料金の一部を助成 ○交付額(枚数)・福祉タクシー兼デマンド交通利用券 一人あたり16,000円(100円券×160枚) ・リフト付福祉タクシー利用券(車いす等の利用者に限る)一人あたり19,200円(100円券×192枚) ※平成22年4月1日より、デマンド交通との併用開始 ※人工透析患者には2倍の額を助成 ※10月～3月に対象となった場合、助成額は半額	○	○					身障手帳1,2級 下肢・体幹・脳原性運動、内部障害 3級 療育手帳A		福祉課
三條市	重度心身障がい者等紙おむつ購入費助成事業	紙おむつ	要支援1から要介護2と認定された方、または重度の心身障がい者のうち、在宅で紙おむつが必要な方に購入費助成券を交付する。 ・重度の心身障がい者 市民税非課税世帯 月額 6,000円 市民税課税世帯 月額 3,000円 ・要支援1から要介護2と認定された方 市民税非課税世帯 月額 4,000円 市民税課税世帯 月額 2,000円	○	○		○			○紙おむつを必要とする在宅の方で、以下の基準に該当する方 ・要支援1から要介護2と認定された方 ・身体障害者手帳1～2級 ・療育手帳A		福祉課 高齢介護課
三條市	重度心身障害者寝具乾燥事業	その他	市が指定した乾燥業者を隔月1回対象者の家庭に派遣し寝具の乾燥を行う。(全額市負担) 寝具の乾燥枚数(年間5回) 1回当たりの実施枚数 敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚 寝具丸洗い(年間1回) 1回当たりの実施枚数 敷布団1枚、掛布団1枚、毛布1枚	○	○					在宅の重度心身障害者		福祉課
三條市	自閉症児・者水泳教室	スポーツ・文化活動等	第1・第3土曜日 11時30分から12時30分まで 自由遊泳、水中ゲーム 水泳の基本等		○					自閉症児・者の方とご家族		健康づくり課(市民プール)
三條市	障がい者施設運営費負担金	その他	「ふなおか学園」入所者にかかる負担金		○					五泉市「ふなおか学園」		福祉課 (H18～)
三條市	高齢者・障がい者等住宅整備補助事業	住宅整備(個人住宅等)	高齢者、障がい者等の身体状況に適した住宅の改造等(浴室、トイレ等)に要する経費の一部を補助する。 ○補助基準額 ・要介護被保険者・要支援被保険者 30万円 ・障がい50万円(日常生活用具の住宅改修費の支給対象者は30万円)※補助金の額は、世帯区分に応じた補助率を補助基準額に乗じた額とする。	○	○		○			○前年世帯収入が600万円未満で、以下の基準に該当する方 ・おおむね65歳以上の要支援・要介護認定者 ・身体障害者手帳1～2級 ・療育手帳A		福祉課 高齢介護課
三條市	障がい児保育に伴う保育士の配置	その他	障がいを持つ児童が保育所等に入所する場合、児童の障害の程度に応じて児童1人:保育士1人もしくは児童3人:保育士1人の割合で職員を配置する。	○	○	○				障害の程度による		子育て支援課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
三条市	自動車燃料費助成費	移動支援	身体・知的障がい者のために使用する自動車の給油に要した費用の一部を助成 ・一般 5,000円 ・人工透析患者 10,000円	○	○				身障手帳1,2級 下肢、体幹、脳原性運動、内部障害 3級 療育手帳A		福祉課(H24新規)
三条市	難聴児補聴器購入費助成制度	福祉器具助成等	・基準額(34,200円)に保護者の世帯区分に応じた助成率を乗じた額を限度に補聴器の購入費を助成。 ・助成率:生活保護、市民税非課税世帯(100%)、市民税課税世帯(90%)					○	・聴覚障がいの身体障害者手帳の交付対象とならない、市内に住所のある小・中学生(特別支援学校を含む)で、原則両耳の聴力レベルが50デシベル以上の難聴児の保護者 ・保護者の属する世帯に市民税所得割46万円以上の方がいる場合は対象外。		福祉課(H23新規)
加茂市	加茂市在宅介護手当	手当等	年間6万円を支給	○	○		○		身障手帳1級、療育手帳Aの所持者や、寝たきり、認知症の高齢者を介護している人		福祉事務所
加茂市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					上肢、下肢、体幹に係る身体障害者手帳1・2級の所持者または運転免許証に改造の要件が記載されている者(本人運転) 身体障害者手帳1・2級を所持し、かつ、自ら自動車を運転できない車椅子使用者がいる世帯(介護者運転)	・本人運転自動車改造の場合は10万円を限度、・介護者運転自動車改造の場合は60万円を限度、世帯の所得状況により負担あり。	福祉事務所
加茂市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障害者手帳1～4級所持者	免許取得に直接要した費用の3分の2 10万円を限度	福祉事務所
加茂市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○			一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めた障がいがい者等	原則1割(月額負担上限あり)	福祉事務所
加茂市	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	入院医療費の自己負担額の4割を助成			○			入院中の精神障害者の保護義務者、世帯主 障害年金受給者は除く		健康課
加茂市	重度心身障害者医療費助成事業(市障)	医療・通院(入院)	医療費の自己負担額から一部負担金を控除した金額を助成	○	○				重度心身障害者で県制度非該当の者	一部負担金 外来の場合は月の初回から4回まで受診日毎に530円、 入院の場合は1日につき1,200円	健康課
加茂市	心身障害者扶養共済費	扶養共済	県の基準の自己負担額(1口目)を半額助成					○	扶養共済制度加入者		福祉事務所
加茂市	身体障害者福祉協会補助金	団体助成	運営費補助	○					身体障害者福祉協会		福祉事務所
加茂市	スポーツ活動奨励費	スポーツ・文化活動等	団体 100千円～200千円 個人 10千円					○	全国スポーツ競技大会に出場する団体、選手		社会教育課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
加茂市	身体障害者結婚祝金	その他	報奨費 一人当たり 1,2級 18,000円 3,4級 14,000円 5,6級 10,000円	○					身障手帳		福祉事務所
加茂市	人工内耳装用者(児)電池購入費及びスピーチプロセッサ購入費助成金	福祉器具助成等	・電池購入に要した費用の額。月額2,000円を超える時は月額2,000円を助成する。 ・スピーチプロセッサ購入に要した費用の額。但し、200,000円を超える時は200,000円を助成する。	○					人工内耳を装用する聴覚障害者(児)		福祉事務所
加茂市	人工透析患者通院費助成金	その他	月額2,000円以上とし、通勤距離及び通院回数に応じて助成する。	○					腎臓機能障害の身体障害者手帳を受けて人工透析を受けるため医療機関に通院しているもの。		福祉事務所
見附市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障害者		健康福祉課
見附市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○			身体障害者 知的障害者 精神障害者	1割(非課税世帯無料)	健康福祉課
見附市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			身体障害者 知的障害者 精神障害者	1割(非課税世帯無料)	健康福祉課
見附市	生活支援等事業	その他	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。	○	○	○			身体障害者 知的障害者 精神障害者	実費のみ	健康福祉課
見附市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					身体障害者	1割(非課税世帯無料)	健康福祉課
見附市	社会参加促進事業(自動車関係)	その他	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					運転免許は身障手帳1～4級 自動車改造は上肢、下肢、体幹の重度障害	運転免許取得費は2/3助成 自動車改造費は60万円を限度に改造費用を助成	健康福祉課
見附市	在宅心身障害者介護見舞金	手当等	福祉の増進を図る ①年間4万円、②年間6万円	○	○				次の者の介護者 ①身障手帳1,2級又は療育手帳Aで常時介護が必要な者、②療育手帳A、身障手帳(肢体不自由)1,2級の合併者		健康福祉課
見附市	精神障害医療費助成事業	医療・通院(入院)	入院・通院の保険適用額のうち保険給付等控除後自己負担額の3割を助成			○			精神障害者		健康福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
見附市	心身障害者扶養共済掛金制度	扶養共済	掛金(1口目のみ)の1/2を助成	○	○	○			心身障害者の保護者		健康福祉課
見附市	福祉タクシー利用料金助成事業	移動支援	重度心身障害者のタクシー利用を助成。利用券一枚当たり小型タクシー基本料金×0.9(10円未満切捨)。年間24枚交付。月2回以上通院する者及び人工透析者には追加交付あり。自動車税減免者は除く。	○	○	○			身障手帳1、2級、3級の一部 療育手帳A 精神手帳1級		健康福祉課
見附市	紙おむつ給付事業	紙おむつ	紙おむつ券の給付券を交付 年間20,000円分	○	○				常時紙おむつを必要とする以下の者 ①特別障害者手当又は障害福祉手当の受給者 ②特別児童扶養手当(1級)の対象児童		健康福祉課
見附市	ふとん丸洗い事業	その他	ふとん丸洗い乾燥サービスを実施 年間1回実施	○	○				以下の者のいる単身又は高齢者のみ世帯 ①身体障害者手帳1.2級 ②療育手帳A		健康福祉課
見附市	自家用車利用通院助成事業	移動支援	透析を受けるため自家用車等で通院する者に助成金を交付。	○					身体障害者手帳を所持し、人工透析を受けるために定期的に医療機関に通院する必要がある者で、本人及び介護者が運転する自動車に通院する者。		健康福祉課
見附市	新潟県中越福祉事務組合負担金	施設整備(公共的施設等)	知的障害児施設「まごころ学園」 知的障害者更生施設「まごころ寮」 設置、管理、運営に関する事務を共同処理する		○				新潟県中越福祉事務組合		健康福祉課
見附市	障害者団体福祉事業補助金	団体助成	障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、障害者団体が行う福祉事業に対し、補助金を交付	○	○	○			市内在住の障害者又はその家族等で組織し、障害者の福祉の増進を目的に活動する団体		健康福祉課
見附市	地域活動支援センター事業費	その他		○	○	○					健康福祉課
見附市	グループホーム等開設事業補助金	施設整備(公共的施設等)	グループホーム等の設置にかかる経費を助成する	○	○	○			市内にグループホーム・ケアホームを設置する社会福祉法人		健康福祉課
田上町	社会参加促進事業(スポーツ、文化関係)	その他	パソコン教室、創作活動やスポーツ、レクリエーション教室等の支援、開催により、障害者の社会参加の促進を図る。	○					上肢、下肢、体幹に係る身体障害者手帳1・2級の所持者または運転免許証に改造の要件が記載されている者(本人運転) 身体障害者手帳1・2級を所持し、かつ、自ら自動車を運転できない車椅子使用者がいる世帯(介護者運転)		保健福祉課
田上町	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援行う。	○	○	○			日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人	1割	保健福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
田上町	田上町ねたきり老人等介護手当支給事業	手当等	月5,000円、年2回支給				○		次の在宅者の介護者 ・65歳以上の寝たきり、痴呆の者 ・身障手帳1.2級 ・療育手帳A ・精神手帳1.2級		保健福祉課
田上町	田上町精神障害者医療助成	医療・通院(入院)	医療費10/10～1/6 ただし、公的年金に基づく障害年金の給付を受けている人は助成額を1/2とする			○			精神病院入院患者		保健福祉課
田上町	田上町心身障害者扶養共済制度掛金助成事業	扶養共済	掛金額(一口分)1/2	○	○	○			新潟県心身扶養共済制度加入者		保健福祉課
田上町	田上町障害者住宅整備資金貸付	住宅整備(個人住宅等)	障害者のための居室の増改築又は改造に250万円以内の貸付	○					障害者又は障害者と同居の親族		保健福祉課
田上町	身体障害者福祉振興費補助金	団体助成	運営費補助	○					身体障害者福祉協会		保健福祉課
田上町	田上町福祉タクシー利用料金助成事業	移動支援	1ヶ月当たり2枚 年間24枚発行 小型タクシー基本料金+迎車料金 ただし、自動車税・軽自動車税減免措置を受けている人は除く	○	○	○			身障手帳1.2級 3級の一部 療育手帳A 精神手帳1.2級		保健福祉課
田上町	田上町ねたきり老人紙おむつ購入費助成事業	紙おむつ	3か月以上寝たきりで排泄に全介助を要する者 所得税非課税世帯6,000円 所得税課税世帯 3,000円 施設入所、入院中除く				○		次の在宅者で寝たきりの者 ・65歳以上の者 ・重度心身障害者		保健福祉課
長岡市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○		○	一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)	サービスに要する費用の1割(負担上限月額あり、介護給付費等負担上限月額と合算あり)	福祉課
長岡市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					市内に住所を有し、本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅で65歳未満の重度身体障害者	税額等による階層区分に応じた基準額	福祉課
長岡市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。					○	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
長岡市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※更生訓練費給付事業	その他	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○			市民税非課税世帯に属し、かつ障害福祉サービス事業所で訓練等給付(自立訓練、就労移行支援)を受けている障害者		福祉課
長岡市	生活支援等事業	機能訓練等	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。			○			精神障害者		越路支所市民生活課
長岡市	身体障害者デイサービス	その他	創作的活動	○					身体障害者	サービスに要する費用の1割(負担上限月額あり、介護給付費等負担上限月額と合算あり)	福祉課
長岡市	在宅障害者家族介護見舞金支給事業	手当等	在宅日数を満たす月に対して、月額5,000円の見舞金を支給する。	○					次のすべてに該当する方と同居し、常時介護をしている家族 ①療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ②身体障害者手帳(肢体不自由1～3級) ③市民税非課税者		福祉課
長岡市	特別支援学校就学奨励費助成事業	手当等	特別支援学校への適正就学をはかり保護者の経済的な負担を軽減する。					○	公立の特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部に在学している児童又は生徒の保護者で本市に住所を有するもの		学務課
長岡市	腎臓機能障害者通院費助成事業	移動支援	越路地区及び和島地区(月額2,500円)、山古志地区、川口地区(通院交通費の1/2)、小国地区(通院交通費の全額)、栃尾地区(300円×通院日数)、与板地区(月額3,000円)	○					腎臓機能障害で人工透析療法を必要とするもの。(心身障害者交通費助成を受けているものを除く)		福祉課、各支所市民生活課
長岡市	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	精神科医療費の一部負担金の助成 通院・入院：一部負担金の1/3 非課税世帯の食事療養費の助成			○			精神障害者又は精神障害者の保護者		福祉課
長岡市	車いす短期貸出事業	福祉器具助成等	車いすを短期間必要とする者に対し貸出することにより、日常生活の利便を図り、もって福祉の向上に資する。					○	障害や病気・ケガ等で歩行が困難な者		長寿はつらつ課
長岡市	住宅改良(リフォーム)ヘルパー派遣事業	住宅整備(個人住宅等)	在宅の心身障害者や要介護認定者が、安全な日常生活を営むことができるように、住宅の改良を希望する世帯を対象に、専門家が家庭に出向き、指導・助言・相談を実施 無料	○	○			○	要支援・要介護認定者 身体障害者1・2級 療育手帳A		介護保険課 福祉課
長岡市	精神障害者家族会運営費補助金	団体助成	会員相互の親睦を図り精神保健福祉の向上と精神障害者の自立と社会参加を促進するための運営費補助			○			長岡市精神障害者家族会連合会		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
長岡市	知的障害者更生施設(通所)「かきのみ園」運営事業補助金	その他	「かきのみ園」にかかる施設運営に要する経費を補助		○				知的障害者 社会福祉法人さんわ福祉会		福祉課
長岡市	在宅障害者生活支援事業 心身障害者スポーツ振興	その他	国際的、全国規模のスポーツ大会に参加する心身障害者に激励費を交付 長岡市心身障害者スポーツ振興事業実施要領(交付区分、交付額)別表による	○	○				身体障害者 知的障害者		福祉課
長岡市	精神障害者通所作業訓練施設通所 交通費助成	移動支援	精神障害者の自立意欲の助長及び経済的な負担の軽減を図るため、精神障害者授産施設への通所等に要する交通費の一部を助成する。上限額:15,000円			○			精神保健福祉手帳所持者		福祉課
長岡市	心身障害者交通費(タクシー)助成事業	移動支援	タクシー利用券(@500円×30枚)を交付し、タクシー料金の一部助成(年間を通じ定期的に2週間に1回以上通院し、普通自動車税の減免を受けていない場合は、2冊まで追加交付)	○	○				身体障害者手帳の1・2級及び下肢不自由、体幹不自由、脳原性運動機能障害のうち移動機能障害、内部障害の3級の者。 療育手帳の程度がAの者。		福祉課
長岡市	心身障害者交通費(燃料費)助成事業	移動支援	心身障害者が使用(障害者本人(18才未満の児童及び療育手帳Aをお持ちの方の場合は生計同一者名義の自動車も可)が取得、所有し、本人又は家族が運転)する自動車の燃料(ガソリン及び軽油)費の一部を年間15,000円を限度に助成	○	○				身体障害者手帳の1・2級及び下肢不自由、体幹不自由、脳原性運動機能障害のうち移動機能障害、内部障害の3級の者。 療育手帳の程度がAの者。		福祉課
長岡市	要援護世帯除雪費助成事業	雪下ろし	屋根形状ごとに定めた上限額又は実費のうち、いずれか低い方の金額を、定められた除雪回数を限度に、補助金として助成	○	○	○	○	○	高齢者世帯 障害者世帯 母子世帯 上記に準ずる要援護世帯		福祉総務課
長岡市	知的障害者通勤寮 「長久の家」負担金	その他	「長久の家」入所者にかかる負担金支出		○				知的障害者 県央福祉会		福祉課
長岡市	総合支援学校放課後サポート事業	その他	長岡市立総合支援学校に就学している児童・生徒を授業終了後に学校の施設を利用して一時的に預かる。					○	長岡市立総合支援学校に在籍している児童・生徒	税額等による階層区分に応じた基準額	福祉課
長岡市	障害者紙おむつ購入費助成事業	手当等	各手当受給者で、常時紙おむつが必要な在宅障害者の方に紙おむつの購入費を助成	○	○				在宅の特別児童扶養手当1級受給対象児童・障害者児福祉手当・特別障害者手当受給者で、常時おむつが必要な3歳以上65歳未満の方		福祉課
長岡市	障害者安心連絡システム	その他	急病等の緊急時に非常ボタンを押すことで緊急通報できるシステムで、健康・医療相談、月2回のお元氣コールの安否確認も行う。	○	○	○			身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級所持者のひとり暮らしで非課税世帯	月額500円(生活保護世帯0円)	福祉課
長岡市	生活支援等事業	機能訓練等	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。			○			精神保健福祉手帳所持者等及びこれと同等の障害があると認められる者	保険料、材料費等は実費	福祉課、 川口支所市民生活課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
長岡市	生活支援等事業	その他	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。					○	精神保健に関心のある一般市民等		福祉課
長岡市	生活支援等事業	機能訓練等	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。	○	○				聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者		福祉課
長岡市	生活支援等事業	機能訓練等	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。		○				在宅の知的障害者		福祉課
長岡市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					①本人運転: 上肢、下肢、体幹に係る身障手帳1・2級所持者、改造要件の記載のある免許を所持している身障手帳所持者 ②介護者運転: 身体障害者手帳1・2級を所持し、自ら運転できない車いす利用者のいる方	助成額を越える実費	福祉課
長岡市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身体障害者手帳1～4級所持者	助成額を越える実費	福祉課
長岡市	社会参加促進事業(スポーツ、文化関係)	機能訓練等	パソコン教室、創作活動やスポーツ、レクリエーション教室等の支援、開催により、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○	○		○	在宅の障害者等		福祉課
長岡市	社会参加促進事業(スポーツ、文化関係)	その他	パソコン教室、創作活動やスポーツ、レクリエーション教室等の支援、開催により、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○	○		○			福祉課
長岡市	在宅介護者支援金	手当等	常時在宅介護をしている同居家族に在宅介護者支援金を支給する。				○		要支援2～要介護5でかつ、紙おむつが必要又は認知症の高齢者を在宅で介護している同居家族		長寿はつらつ課
出雲崎町	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○				サービスに要する費用の1割(所得に応じて負担上限月額あり)	保健福祉課
出雲崎町	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の重度身体障害者	サービスに要する費用の1割(所得に応じて負担上限月額あり)	保健福祉課
出雲崎町	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					(自動車改造費) 本人運転の場合: 身体障害者手帳1、2級で手帳に記載された障害名が上肢不自由、下肢不自由若しくは体幹不自由の者 介護者運転の場合: 身体障害者手帳1、2級で自ら運転できない車いす利用者を介護する者	助成額を越える実費	保健福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者							担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要	利用者負担等		
出雲崎町	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○						(運転免許取得費) 身体障害者手帳1～4級の者	助成額を越える実費	保健福祉課
出雲崎町	特別児童生徒の就学資金援助金	手当等	就学援助金の支給。*特別支援学校で寄宿舎等に宿泊する場合:12,000円/月、*特別支援学校で在宅の場合:5,000円/月、*特別支援学校に通学の場合:8,000円/月、*特別支援学校に通学の場合:5,000円/月(8月は支給対象外)					○		次の特別支援学校等に在学する児童等の保護者、扶養者 ・特別支援学校の小学部、中学部 ・特別支援学校で公共交通機関等を利用することが困難な者		教育委員会
出雲崎町	人工透析者通院費助成	医療・通院(入院)	通院費の一部を助成 月額 5,000円	○						腎臓機能障害者で人工透析療法のため通院している者		保健福祉課
出雲崎町	精神障害者医療費助成	医療・通院(入院)	医療費の自己負担額の1/3を助成する。 月額 8,000円を限度			○				精神障害者の医療費を支払っている者 (本人又は障害者の保護者又は障害者の属する世帯の世帯主)		保健福祉課
出雲崎町	福祉タクシー利用料金助成	移動支援	交通費の一部を助成 1冊(1枚500円券の40枚綴り)交付 医師から定期的に通院が必要とされた場合は追加交付可能	○	○	○	○			身体障害者手帳1～4級 療育手帳A,B 精神保健福祉手帳1～3級		保健福祉課
出雲崎町	障害者自動車燃料費助成	移動支援	交通費の一部を助成 助成額 年額30,000円を限度	○	○	○				身体障害者手帳1,2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の者 本人運転の場合:上記の者 介護者運転の場合:上記の者のために定期的な通院等に自動車を使用する者		保健福祉課
出雲崎町	紙おむつ等支給	紙おむつ	紙おむつ、使い捨て手袋、清拭剤の購入費を助成 月額 6,000円を限度	○	○		○			家庭においておむつ等を使用している下記の者 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A		保健福祉課
出雲崎町	外出支援サービス事業	医療・通院(入院)	移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等)による、通院等に係る費用の2分の1を助成(年6回まで)	○			○			65歳以上の老衰心身の障害及び疾病等の理由により臥床している者又は車いすを利用している者		保健福祉課
出雲崎町	障害者手当支給事業	手当等	在宅で生活している障害者に手当を支給。 (特別障害者手当等を受給している者は対象外) 月額 5,000円	○	○	○				在宅で生活している ①身体障害者手帳1級、2級の所持者で別表に該当する者 ②療育手帳Aの所持者③精神保健福祉手帳1級の所持者		保健福祉課
小千谷市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※更生訓練費給付事業	手当等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○				就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者又は視覚障害者更生施設に通所している者等で、更生訓練を行っている者で法に定める利用者負担額が無い者。		社会福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
小千谷市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※施設入所者就職支援金給付事業	手当等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○					労務移行支援事業若しくは就労継続支援事業を利用して就職等により自立する者		社会福祉課
小千谷市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○			市内に住所を有する者のうち、身体、療育、精神の手帳の交付を受けている者	原則1割負担 (月額負担上限額あり)	社会福祉課
小千谷市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			身体、療育、精神の手帳の交付を受けているが、介護給付費の支給決定外となった者	原則1割負担 (月額負担上限額あり)	社会福祉課
小千谷市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					・身体障害者手帳上、下肢、体幹機能障害1,2級(本人運転) ・身体障害者手帳1,2級で自ら車を運転することが出来ない車いす利用者がいる世帯(介護者運転)		社会福祉課
小千谷市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○				身体障害者手帳1～4級 療育手帳		社会福祉課
小千谷市	社会参加促進事業(自動車関係)	団体助成	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○				児童又は生徒が特別支援学校に通学するためのタクシー又は貸切バスの定期運行に要する費用の一部を補助する。定期運行の実施主体は養護学校通学者保護者会で、乗車している人数は、小学部1名、中等部1名及び高等部9名である。	保護者会がタクシー料金の2割を負担。	社会福祉課
小千谷市	小千谷市在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	手当等	ねたきり老人等を常時介護している者に介護手当を支給し、介護における精神的及び経済的軽減を図ることにより、ねたきり老人等の生活の安定等を図るもの。 手当の額 月額8,000円	○	○		○		次の者を介護する者 ①要介護度3以上 ②身障手帳1,2級 ③療育手帳の交付を受けている者で身体に障害を有する者 ④難病患者 ②～④は1年以上臥床 予算 障害者分288千円 高齢者分32,477千円		保健福祉課 社会福祉課
小千谷市	小千谷市精神障害者及び心身障害者通所サービス事業通所費助成事業	手当等	市内に所在する通所施設の通所に要する交通費を助成 通所距離が1km以上の場合に交付	○	○	○			予算 精神障害者分 1,402千円 心身障害者分 732千円		保健福祉課 社会福祉課
小千谷市	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	入院医療費(生活保護者と措置入院を除く精神科の入院)の助成 自己負担額の1/3 1か月6,000円限度			○			・市内に住所を有する精神障害者 ・保護者又は対象者の属する世帯の世帯主で医療費を支払っている者		保健福祉課
小千谷市	障害者住宅整備資金貸付事業	住宅整備(個人住宅等)	障害者の居住環境を改善 限度額 2,500,000円	○	○				身障手帳1～4級 療育手帳A		社会福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
小千谷市	福祉タクシー利用料金助成事業	移動支援	心身障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を目的とし、心身障害者に対しタクシー利用料金の一部を助成 500円×24枚綴り 1冊	○	○				身障手帳1,2,3級 療育手帳A		社会福祉課
小千谷市	療育事業	機能訓練等	遊びや集団活動を通して子供の生活の体験を広げ、子供の成長や発達を促すとともに、家族の療育生活を支援する。 就園前児童を対象。①プレイ教室:毎週1回専任指導員等が指導、②スタッフ会議:年4回長岡療育園指導員、保健師、家庭児童相談員、専任相談員等で指導方法、個別ケースを検討		○			○	ことばや精神発達、生活習慣などの遅れや、身体に障害がある等発達上の問題があり、保健所療育相談、専門医療機関から療育事業への参加が適当と認めれる児童、保護者		社会福祉課
小千谷市	心身障害者一時介護料助成金	手当等	65歳以下の心身障害者本人、又は、その介護をする保護者で身障法、知障法、児童福祉法に定める事業以外の介護サービスを福祉施設又は福祉団体から受けたとき、その経費に対し助成する	○	○			○	65歳以下で身体障害者手帳若しくは療育手帳を有する者又はその保護者 (在宅に限る)		社会福祉課
魚沼市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					入浴が困難な在宅の身体障害者	経費の1割(負担上限月額有)	福祉課
魚沼市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○				身体障害者、知的障害者	利用料の1割(負担上限月額有)	福祉課
魚沼市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			身体障害者、知的障害者、精神障害者	利用料の1割(負担上限月額有)	福祉課
魚沼市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○				○	聴覚障害者(派遣)/手話奉仕員養成講座受講者	3,000円 (以降、1h毎に1,000円加算)	福祉課
魚沼市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					自動車を利用することで社会参加が見込まれる身体障害者		福祉課
魚沼市	障害者福祉施設通所交通費助成事業	移動支援	通所に要した交通費の1/2補助	○	○	○			身体障害者手帳、療育手帳所持者及び精神障害者及び保護者等で、施設に通所又は通所のための送迎を行っている者とする		福祉課
魚沼市	人工透析者通院費助成事業	医療・通院(入院)	通院に要した交通費の1/2助成	○					腎臓機能障害の身体障害者手帳交付者で人工透析療法を受けている者		福祉課
魚沼市	軽度生活援助事業 (生活援助)	手当等	30分あたり100円				○		65歳以上の高齢者世帯及びこれらに準ずる世帯で、日常生活に援助を必要とする世帯		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
魚沼市	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	入院(食事療養費含む)または通院にかかった費用のうち、一部負担金または各健康保険法などの法令、その他の要綱に基づく自己負担額を支払った場合に、その支払い額から付加給付等の額を除いた1/2を助成			○			医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ魚沼市に住所を有する精神障害者の保護者又は対象者の属する世帯の世帯主(生活保護世帯を除く)		福祉課
魚沼市	心身障害者扶養共済制度助成事業	扶養共済	掛金の1/2助成					○	扶養共済制度加入者		福祉課
魚沼市	障害者福祉タクシー利用料金助成事業	移動支援	福祉タクシー券(1枚500円相当)を申請月に応じ年最大24枚交付	○	○	○			身体障害者手帳1,2,3級所持者 療育手帳A,B所持者 精神障害者保健福祉手帳1,2級所持者		福祉課
魚沼市	普及啓発型筋力向上トレーニング事業	機能訓練等	利用料 週1コース 月1,000円 週2コース 月2,000円					○	65歳以上の高齢者		福祉課
魚沼市	食の自立支援事業	その他	配食サービス 週2回まで利用可能 1食200円					○	65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者		福祉課
魚沼市	緊急通報体制等整備事業	その他	緊急通報装置の貸与 市民税非課税世帯の利用料は無料 課税世帯は、月額500円					○	65歳以上の単身、高齢者世帯 身体障害者のみの世帯 日中居宅に1人となることが常である高齢者又は身体障害者		福祉課
魚沼市	介護用品支給事業 (紙おむつ券等の交付)	紙おむつ	給付券の単価は、500円・・・給付券6枚交付 (介護度4以上で市民税非課税世帯は、12枚交付)	○				○	身体障害者手帳1,2級所持者 高齢者世帯 要支援2		福祉課
魚沼市	日常生活用具給付事業	福祉器具助成等	無料 (ただし、基準額以内)、火災報知機 (基準額:15,500円)、自動消火器 (基準額:28,700円)、電磁調理器 (基準額:41,000円)、老人用電話 (基準額:83,300円)					○	要介護老人及び1人暮らし老人で非課税世帯		福祉課
魚沼市	普及啓発型健康教育事業(転倒骨折予防・脳はつらつ教室)	機能訓練等	各集会所で開催 利用料、無料					○	65歳以上の高齢者		福祉課
魚沼市	外出支援サービス事業	移動支援	福祉タクシー券(1枚500円相当)を申請月に応じ年最大24枚交付					○	65歳以上で要支援2以上の者又は身体的理由により公共交通機関を利用することが困難な者 市民税非課税世帯又は市民税均等割りのみ課税世帯に属する者		福祉課
魚沼市	軽度生活援助事業 (除雪援助)	その他	自力で除雪をすることが困難な世帯、市民税非課税世帯他屋根等の除雪経費の助成					○	要介護世帯で日常生活に援助を必要とする世帯 市民税均等割課税世帯は対象外		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
魚沼市	寝たきり老人等介護手当支給事業	その他	常時介護する者が市内在住者 市民税課税世帯は月額5,000円支給 市民税非課税世帯は月額7,000円支給	○	○		○		身体障害者手帳1,2,3級所持者 療育手帳A所持者 要介護3以上		福祉課
魚沼市	家族介護支援事業	その他	月1回、介護者同士の交流や情報交換の場を提供					○	高齢者を介護している家族		福祉課
魚沼市	通所型運動器機能向上事業	機能訓練等	心身機能の維持に必要なリハビリテーションを行う				○		65歳以上の二次予防事業対象者		福祉課
湯沢町	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○				原則1割(月額負担上限あり)	健康福祉課
湯沢町	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身障手帳1～2級(自動車改造費)	助成額を超える実費	健康福祉課
湯沢町	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身障手帳1～4級(免許取得助成)	助成額を超える実費	健康福祉課
湯沢町	特別支援学校、特別支援学級就学援助	手当等	就学援助 特別支援学校 月額 6,000円 特別支援学級 小学生38,000円 中学生48,000円	○	○				特別支援学校、特別支援学級で学ぶ児童生徒		教育課
湯沢町	通所授産施設交通費助成	手当等	施設の通所に要する交通費の一部を助成 通所に支払った交通費の1/2を助成		○	○			授産施設に通所する精神障害者、知的障害者	通所に支払った交通費の1/2	健康福祉課
湯沢町	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	精神疾患の治療に要した医療費の一部を助成 一部負担の医療費の1/2を助成			○			精神障害者	一部負担の医療費の1/2	健康福祉課
湯沢町	人工透析患者、精神障害者交通費助成	医療・通院(入院)	交通費の一部を助成 通院治療のために支払った交通費の1/2を助成	○		○			特定の疾患患者(透析、人工心臓等) 精神手帳	通院治療のために支払った交通費の1/2	健康福祉課
湯沢町	障害者施設整備運営費補助	施設整備(公共的施設等)	障害者施設の運営費を助成					○	障害福祉施設(法人)		健康福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
湯沢町	心身障害者タクシー利用料金助成	移動支援	タクシー利用券(1枚500円)年間24枚交付 1回の乗車で最大6枚まで利用可(運賃の範囲内)	○	○	○			身障手帳1～3級 療育手帳 精神手帳	タクシー券の利用による助成額を超えて利用した費用	健康福祉課
湯沢町	家族介護用品の支給事業	紙おむつ	紙おむつ購入代を助成 1ヶ月に4,000円のおむつ引換券を年3回に分け支給	○	○	○	○		60歳以上の寝たきりの方、重度心身障害者、入院・入所で常時おむつを使用している方、要介護4.5の認定を受けている方		健康福祉課
湯沢町	住宅除雪費援助事業	雪下ろし	ひとり暮らし老人及び高齢者世帯で自力で除雪できない世帯に費用を助成 最大積雪深に応じて助成限度額を決定 2m程度なら上限は30,000円	○	○	○	○	○	65歳以上の高齢者世帯、世帯主が1～4級の障害者手帳を有する世帯、母子世帯、その他要介護世帯		健康福祉課
湯沢町	寝具クリーニング援助事業	その他	寝具の丸洗い等の費用を援助し、保健衛生を確保 1回あたり7,000円を限度に年2回助成					○	65歳以上の3か月以上寝たきりの方、70歳以上の単身高齢者、要介護度3～5、中程度以上の認知症と認められる方		健康福祉課
湯沢町	緊急通報装置貸与事業	住宅整備(個人住宅等)	緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、安心した生活を送るために緊急通報装置を貸与	○	○	○	○	○	高齢の一人暮らしや寝たきりの方及びこれに準ずる高齢者のみの世帯 1人暮らしで身体に重度の障害のある方及びこれに準ずる世帯		健康福祉課
湯沢町	配食サービス事業	その他	週2回夕食を届ける 1食 200円の自己負担	○	○	○	○	○	おおむね65歳以上の単身の高齢者・高齢者のみの世帯及び心身の障害・傷病等の理由により調理が困難な方、栄養の改善が必要な方	1食200円の自己負担	健康福祉課
湯沢町	寝たきり者等介護手当支給事業	手当等	月額1万円とし、年2回に分けて支給する。	○	○	○	○	○	おおむね65歳以上の寝たきり者で、障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(別表1)の「B-1」から「C-2」に該当する者又は認知症老人の日常生活自立度判定基準(別表2)で「Ⅲa」から「M」までに該当する者、または重度の心身障害のため常時介護を必要とする者を介護している方		健康福祉課
南魚沼市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○			身体障害者、知的障害者、精神障害者	世帯の所得状況により負担あり	福祉課
南魚沼市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			身体障害者 知的障害者 精神障害者	世帯の所得状況により負担あり	福祉課
南魚沼市	社会参加促進事業(自動車関係)	その他	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					身障手帳1、2級所持者、所得制限あり		福祉課
南魚沼市	心身障害者の施設通所に伴う交通費助成事業	手当等	施設通所者の実費交通費を半額助成	○	○	○			身体障害者 知的障害者 精神障害者		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課		
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等	
南魚沼市	心身障害者(児)施設入所者の送迎等交通費助成事業	手当等	帰省時の送迎、家族による面会等の交通費の一部を1回1,000円以内とし年間8,000円を限度として助成する						○	市外の心身障害者(児)施設に入所する障害者の保護者		福祉課
南魚沼市	特別支援学校就学児童(生徒)援助事業	手当等	就学費として一律48,000円支給						○	特別支援学校の小学部、中学部に在籍している者		学校教育課
南魚沼市	特別支援学校高等部就学生徒援助事業	手当等	就学費として生徒一人につき年間48,000円援助						○	特別支援学校高等部に就学する生徒の保護者		福祉課
南魚沼市	心身障害者一時介護料助成事業	手当等	障害児者生活支援センター「かけはし」利用料の一部助成 利用料の1/2を助成 一人当たり限度額 年間48,000円	○	○	○			○	在宅において心身障害者を介護している保護者、又は自活する心身障害者		福祉課
南魚沼市	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	対象者が精神疾患により精神科に入院し、健康保険適用分入院医療費の自己負担分を支払った場合、支払額から高額療養費・付加給付分を控除した額の1/2を助成			○				精神障害者保健福祉手帳被交付者または精神疾患に起因する障害年金受給者で、社会保険各法の被保険者又は被扶養者、生活保護を受けていない世帯、特別児童扶養手当の所得制限の限度額を超えない世帯に該当する場合		福祉課
南魚沼市	障害者団体運営費補助事業	団体助成	障害者福祉団体への運営費助成	○						南魚沼市身体障がい者協会		福祉課
南魚沼市	障害者団体運営費補助事業	団体助成	障害者福祉団体への運営費助成		○					南魚沼市手をつなぐ育成会		福祉課
南魚沼市	障害者団体運営費補助事業	団体助成	障害者福祉団体への運営費助成			○				南魚沼精神障害者家族会連絡協議会		福祉課
南魚沼市	タクシー利用料金助成事業	移動支援	利用券交付 年間 500円券×30枚(透析の場合は60枚)	○	○	○				身障手帳1～4級 療育手帳 精神保健福祉手帳被交付者で自分で自動車の運転ができない人		福祉課
南魚沼市	障害者団体運営費補助事業	団体助成	障害者福祉団体への運営費補助			○				新潟県精神保健福祉協会魚沼支部		福祉課
南魚沼市	障害者団体運営費補助事業	団体助成	障害者福祉団体への運営費補助	○						南魚沼郡視覚障害者福祉協会		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課		
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等	
南魚沼市	透析患者等公津費助成事業	手当等	人工透析患者に通院距離によって月額1,500円～2,500円を補助						○	通院距離が2km以上の人工透析患者		福祉課
十日町市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○				身体障害者 知的障害者 精神障害者	原則1割、負担上限額の設定があるため市民税非課税者は0円	福祉課
十日町市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○	○	○				入浴が困難な障がい者	原則1割、負担上限額の設定があるため市民税非課税者は0円	福祉課
十日町市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○				介護給付決定者以外階の障がい者で、日常生活の支援・家事に対する支援がひつような障がい者	原則1割、負担上限額の設定があるため市民税非課税者は0円	福祉課
十日町市	生活支援等事業	その他	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。	○	○	○				身体障害者 知的障害者 精神障害者	原則1割、負担上限額の設定があるため市民税非課税者は0円	福祉課
十日町市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※更生訓練費給付事業	手当等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○				身体障害者 知的障害者 精神障害者		福祉課
十日町市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※施設入所者就職支援金給付事業	手当等	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○				身体障害者 知的障害者 精神障害者		福祉課
十日町市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○						聴覚障害者等		福祉課
十日町市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○						身体障害者		福祉課
十日町市	十日町市重度心身障害児者介護手当支援事業	手当等	重度心身障害児者を介護している者に介護手当を支給することにより、障害児者福祉の増進を図る。 月額 5,000円	○	○	○			○	65歳未満で日常生活で常時介護を必要とする者		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
十日町市	遠距離通学費補助金	手当等	十日町市内路程略図によって算出した計算式 片道距離×2×20(登校日数)÷10(走行距離)×(ガソリン代単価)×1/2 市外の学校は月額3,000円					○	遠距離通学又は特殊支援学級や特別支援学校ふれあいの丘分校へ自家用車で通学している児童生徒の保護者(スクールバス等の利用者を除く。)		教育総務課
十日町市	十日町市精神障がい者医療費助成	医療・通院(入院)	入院・通院ともに自己負担の1/3を助成 助成限度額10,000円/月額			○			精神障害者		福祉課
十日町市	十日町市心身障がい者扶養共済補助金	扶養共済	加入者の低所得者世帯に対し、共済金掛金の一部を助成する。 1口のみ 所得税非課税世帯:20/100 所得税32,400円以下課税世帯:10/100					○	身体、知的、精神障害者の保護者		福祉課
十日町市	十日町市重度心身障がい者交通費助成制度	移動支援	①タクシー利用券を交付。(1枚500円×20枚、人工透析者は2倍) ②タクシー料金助成。年間12枚 料金の1/2を助成③通院・通所とも、年間1万円を助成。④人工透析者通院費助成	○	○	○		○	①②③身障手帳1～3級の一部療育手帳A、精神障がい者1級、人工透析実施者、④人工透析実施者		福祉課
十日町市	十日町市重度心身障がい児者紙おむつ給付事業	紙おむつ	紙おむつ、補助パッドを支給 生計中心者の市民税 非課税 月額6,000円以内 課税 月額3,000円以内	○	○		○	○	65歳未満の次の者 ・身障手帳1,2級、・膀胱、腸機能障害、・療育手帳、その他市長が認めた者、 介護保険特別給付紙おむつ等購入費支給事業の対象者を除く		福祉課
十日町市	十日町市障がい者施設通所費助成事業	移動支援	就労移行支援、就労継続支援、生産活動を提供する地域生活支援事業を実施する施設に通所する交通費の3分の1を助成。	○	○				公共交通機関を利用して通所する心身障害者		福祉課
十日町市	十日町市心身障がい者医療費助成事業	医療・通院(入院)	通院1回530円、入院1日1,200円、訪問介護1日250円を除いた医療費等の1/2を助成		○				療育手帳B		福祉課
十日町市	あんしんあんぜん対策事業	その他	携帯電話を新規に契約した障がい者に対して、携帯電話購入費一人10,000円を助成。	○					身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、 聴覚障がい3級以上の者。		福祉課
十日町市	障がい者就労支援事業	その他	障がい者の賃金向上及び就労支援のため、市有施設の清掃・草刈り、公園管理、給手紙作成業務等を発注する。	○	○	○			市内の障がい福祉サービス事業所。		福祉課
十日町市	要援護世帯除排雪援助事業	雪下ろし	在宅で一人暮らしの高齢者世帯や障がい者世帯に対して、除排雪に係る援助を行う。 ・除雪作業費補助 一世帯33,000円 ・融雪屋根灯油代補助 一世帯33,000円	○	○		○	○	65歳以上の者で構成される高齢者世帯・母子世帯・身体障害者世帯(手帳1級から4級)・知的障害者世帯。		福祉課
十日町市	寝たきり老人等介護手当支給事業	手当等	在宅で生活する寝たきりの高齢者及び障がい者の介護者に手当を支給する。 月額5,000円	○	○			○	介護認定で要介護3～5と認定された65歳以上の高齢者または65歳以上の重度心身障がい者を在宅で介護している介護者。		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
十日町市	救急あんしんカード配布事業	その他	緊急連絡先やかかりつけ医療機関等の緊急時に必要な情報を記載する救急あんしんカードを配布する。	○			○		75歳以上のひとり暮らし高齢者、聴覚障がい手帳又は音声・言語機能障がい手帳の交付を受けている者		福祉課
津南町	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	移動支援	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					(自動車改造助成)身体障害者手帳1・2級所持者で自ら運転することができない車いす利用者及びその世帯 (運転免許費助成)身体障害者手帳1～4級所持者		福祉保健課
津南町	知的障害者職親委託制度	その他	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営等の私人に預けることにより、就労に必要な素地を与え、雇用の促進と職場の定着性を高めることにより、知的障害者の福祉の向上を図る。	○	○	○			障害者手帳(身体・療育・精神)所持者	原則1割、負担上限額の設定があるため市民税非課税者は0円	福祉保健課
津南町	生活支援等事業	その他	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。	○	○	○			障害者手帳(身体・療育・精神)所持者	原則1割、負担上限額の設定があるため市民税非課税者は0円	福祉保健課
津南町	津南町重度心身障害児(者)見舞金	手当等	8月と12月の年2回、見舞金を支給。1回あたりの支給額は、県障害児福祉手当の1か月分。	○	○				身障手帳1～3級及び療育手帳A所持者で前年所得税非課税世帯に属する者など		福祉保健課
津南町	津南町心身障害者・児施設入所者旅費補助	手当等	施設入所者の帰省時及び家族訪問時の旅費補助	○	○	○			施設入所者及びその家族		福祉保健課
津南町	精神障害者通所授産施設通所者交通費補助	手当等	精神障害者授産施設通所者で通所距離が2km以上のものにバス代の半額助成			○			精神障害者通所授産施設通所者で、通所距離が2km以上の者		福祉保健課
津南町	在宅介護手当	手当等	介護者の心身の負担軽減のため、要介護者の状態により月額2,000円から10,000円を支給				○		重度障害者・児および要介護認定者を在宅で3ヶ月以上介護している者		福祉保健課
津南町	在宅福祉サービス定額助成	手当等	介護保険によるサービスの利用者負担額のうち定額を助成(サービス種類等による)				○		介護認定を受けている高齢者・障害者のうち在宅でサービスを利用している者		福祉保健課
津南町	人工透析者通院費補助金	医療・通院(入院)	人工透析による通院者に対して、通院費軽減のため月額5,000円を定額助成	○					じん臓機能障害のため血液透析療法を必要とする者		福祉保健課
津南町	津南町精神障害者医療費助成	医療・通院(入院)	1か月1万円を限度に、自己負担額から付加給付を控除した額の1/3を助成			○			医療保険各法の被保険者、被扶養者で入院中の者 生活保護、精神障害者福祉法第29条の2適用者を除く		福祉保健課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課		
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等	
津南町	身体障害者更生費補助金	福祉器具助成等	補装具の交付又は修理にあたって、町民税非課税世帯を対象に、国の基準による自己負担額の半額を助成	○						身障手帳所持者		福祉保健課
津南町	町身障者互助会補助金	団体助成	団体運営費等に対する助成	○						津南町身体障害者互助会		福祉保健課
津南町	町手をつなぐ親の会補助金	団体助成	団体運営費等に対する助成		○					津南町手をつなぐ親の会		福祉保健課
津南町	町家族会補助金	団体助成	団体運営費等に対する助成			○				精神障害者家族会		福祉保健課
津南町	精神保健福祉講座	その他	講演 精神保健の知識の普及 (精神障害者の早期発見、社会参加の促進)					○		一般住民		福祉保健課
津南町	津南町へき地老人等福祉タクシー補助	移動支援	バス路線のない特定地域の対象世帯にタクシー券を交付し、緊急時の交通費を助成					○		次の世帯 ・65歳以上一人暮らし、老人のみ(18歳未満同居)、老人と母子、老人と重度障害者のみ、重度障害者のみ		福祉保健課
津南町	要援護世帯除雪事業委託料	雪下ろし	要援護世帯を対象に除雪費を助成する。1回あたり9,500円を冬期間3回まで。					○		高齢者・障害者等		福祉保健課
津南町	家族教室	その他	家族の心の負担を軽減し、理解を深める話し合い、知識や各種情報を学ぶ。			○				精神障害者の家族。		福祉保健課
津南町	アルコール講座	その他	アルコール依存症について正しい知識と理解を深める回復者の体験談から学び、話し合う			○				アルコール問題で悩んでいる家族、アルコール依存症者、関係者等		福祉保健課
柏崎市	生活支援等事業	その他	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の質向上を図り、社会復帰を促進する。	○						身体障害者で社会活動や日常生活に支障がある者		介護高齢課
柏崎市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○						福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
柏崎市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			障害程度区分で非該当と判定された者のうち、生活支援、家事援助等を必要とするもの		福祉課
柏崎市	社会参加促進事業(スポーツ、文化関係)	スポーツ・文化活動等	パソコン教室、創作活動やスポーツ、レクリエーション教室等の支援、開催により、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○	○					福祉課
柏崎市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び必要筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○							福祉課
柏崎市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び必要筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○							福祉課
柏崎市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					本人運転改造：上肢、下肢、体幹機能障害で等級が1、2級又は身障手帳所持者で、運転免許証に改造の条件のきさいがある者 介護者運転改造：身障手帳1、2級で車椅子利用者		福祉課
柏崎市	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	入院医療費の一部負担金の1/3を助成(ただし、8,000円を上限)			○			精神障害で入院している者		福祉課
柏崎市	一人暮らし重度心身障害者緊急通報装置整備事業	福祉器具助成等	急病や突発的な事故などに備え、ペンダントや電話機を一人暮らしの障害者宅に設置する	○	○				一人暮らしの重度障害者で市民税が課税されていない者		福祉課
柏崎市	柏崎市身体障害者福祉協会運営補助	団体助成	運営費補助	○					身障者福祉団体		福祉課
柏崎市	心身障害者通所支援事業	団体助成	事業運営に必要な経費の一部を補助	○	○	○			通所により生活指導・作業指導等を実施している、障害者の保護者団体等		福祉課
柏崎市	精神障害者作業所通所交通費助成事業	移動支援	電車等の公共交通機関を利用し、通所のために支払った交通費の1/2を助成する。 居住地から作業所までの最も近い交通区間の運賃とする			○			精神障害者福祉手帳の交付を受けており通所の距離が2キロメートル以上であるもの		福祉課
柏崎市	身体障害者等自動車燃料費助成事業	移動支援	福祉タクシー助成事業を利用しないで、対象者又はこれらのものと生計を一つにする者が所有する自動車専ら対象者の利用する場合に、対象自動車の運行に要した燃料費(通所、通学の場合：年間12,000円、週3日以上かつ継続して6か月以上の通院：年間12,000～48,000円(距離に応じて変動)を限度)を助成	○	○	○			身障手帳1.2級 療育手帳A 精神障害者福祉手帳1級の交付を受けているもの		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
柏崎市	タクシー利用料金助成事業	移動支援	1枚あたり500円を助成 年間32枚(ただし、人工透析者等は78枚)	○	○				身障手帳1.2級及び3級の一部 療育手帳A		福祉課
柏崎市	寝たきり老人等紙おむつ購入費助成事業	紙おむつ	市民税所得割課税世帯については月額2,000円、その他の世帯は月額3,000円分の助成券を交付する。	○	○	○			身障手帳1.2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1.2級の交付を受け常時おむつを使用し排泄に際して介助を必要とするもの		福祉課
柏崎市	心身障害者扶養共済制度掛金助成	扶養共済	1口目について新潟県の減免対象者には減免後の掛金の2分の1の額を、その他の対象者には月額1,000円を助成する。	○	○	○			心身障害者扶養共済制度の加入者		福祉課
柏崎市	成年後見制度相談支援事業	その他	成年後見制度の利用手続きに係る相談、支援及び制度の啓発、研修並びに福祉サービスの利用援助等の日常生活支援	○	○	○	○	○			福祉課
柏崎市	公共交通費助成	移動支援	通院の際に、タクシー券や自動車燃料費助成を利用せずに公共交通機関を利用している人に交通費を助成	○					身障手帳1、2級 1医療機関へ週3日以上かつ継続して6ヶ月以上の通院が必要な人		福祉課
刈羽村	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○			身体・知的・精神障害者	1割負担	福祉保健課
刈羽村	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	精神疾患治療にかかる医療費のうち自己負担額の1/2を助成			○			精神障害者の保護者		福祉保健課
刈羽村	腎臓機能障害者の人工透析及び特定疾患治療の通院費助成事業	医療・通院(入院)	人工透析等通院交通費にかかるバス運賃の全額を助成。	○				○	腎臓機能障害のため人工透析必要とする者及び特定疾患に罹患したため治療を必要とする者		福祉保健課
刈羽村	高齢者・重度身体障害者(児)住宅改造成業	住宅整備(個人住宅等)	補助の対象事業費:200万円、補助率 100万円まで 生活保護世帯:10/10、所得税非課税世帯:3/4、その他:1/2、100万円超200万円まで:1/2	○	○				視覚、肢体 1.2級 療育手帳 A (所得制限なし)		福祉保健課
刈羽村	身体障害者用自動車改造等助成事業	移動支援	○補助の対象事業費:60万円、○補助率 生活保護世帯:10/10、所得税非課税世帯:3/4、その他:1/2	○					身体に障害を持ち、自ら運転をするため、又は乗せてもらうために改造が必要な者		福祉保健課
刈羽村	福祉タクシー利用助成事業	移動支援	年間1人当たり500円券80枚支給 月2回以上通院者は40枚まで追加可(要医師の証明) 限度額60,000円、1回の利用は4枚まで	○	○				身障手帳1.2級 視覚、下肢、体幹、内部障害3級 療育手帳A		福祉保健課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
刈羽村	寝たきり老人等紙おむつ支給事業	紙おむつ	1月当たり6,000円相当分を限度として支給	○	○		○		65歳以上の寝たきり老人、身体障害者手帳1.2級、療育手帳A級の者で排泄に際して全面介助を必要とする者		福祉保健課
刈羽村	身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	その他	運転免許取得費の3分の2を助成。10万円を限度とする。	○					身障手帳1級から4級のいずれかの級に該当する者		福祉保健課
上越市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					身体障害者手帳1、2級の交付を受けた在宅の人のうち、自宅等で入浴が困難な人	定率1割負担(世帯の所得に応じた負担上限月額を設定)	福祉課
上越市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※施設入所者就職支援金給付事業	その他	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○	○	○			就労移行支援事業や授産施設等利用者のうち、更生訓練を終了し、就職等により自立する人		福祉課
上越市	生活支援等事業	その他	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。	○					身体障害者手帳を有し、自立及び社会参加が見込まれる人		福祉課
上越市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○			日中において介護を行う人が居ない障害のある人等	定率1割負担(世帯の所得に応じた負担上限月額を設定)	福祉課
上越市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			介護給付費の支給決定を受けた人を除く障害のある人等	定率1割負担(世帯の所得に応じた負担上限月額を設定)	福祉課
上越市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					奉仕員養成事業:視覚、聴覚等に障害のある人 声の広報発行事業:視覚障害のある人		福祉課
上越市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					運転免許取得:身体障害者手帳1~4級 自動車改造:上肢、下肢、体幹機能障害のある人(所得制限あり) 介護者用自動車改造:身体障害者手帳1.2級の人を常時介護している人		福祉課
上越市	在宅介護手当支給事業	手当等	介護手当 月額 5,000円 介助手当 年額20,000円	○	○				身障手帳1.2級、療育手帳A所持者を在宅で介護している人		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
上越市	通所交通費助成事業	移動支援	対象施設 新潟県はまぐみ小児療育センター 長岡聾学校等 助成額 割引後の普通車高速道路料金の1/2	○	○	○			はまぐみ小児療育センター等に定期的(年1回以上)に通院する児童の介護者		福祉課
上越市	精神障害者入院医療費助成事業	医療・通院(入院)	月額 5,000円助成		○	○			精神手帳又は、療育手帳所持者で精神病床に入院している人(収入制限等有)		福祉課
上越市	上越市中心身障害者扶養共済制度掛金助成事業	扶養共済	共済制度加入者に掛金の一部を助成 掛金一口目のみの1/3助成	○	○	○			扶養共済制度加入者		福祉課
上越市	福祉電話助成事業	福祉器具助成等	基本料金を助成	○					身障手帳1,2級、65歳未満(申請時)、所得税非課税、日常生活の基本動作に介護が必要		高齢者支援課
上越市	車いす、車いす用スロープ短期貸与事業	福祉器具助成等	旅行、通院、散歩等短期間車いすが必要な者に、車いすや段差解消のため車いす用スロープを貸与 貸出期間 10日以内 ・費用 無料					○	障害のある人、高齢者、一般市民		福祉課
上越市	心身障害者福祉団体助成事業	団体助成	事業費補助	○	○	○			上越市中心身障害者福祉団体連合会		福祉課
上越市	障害者施設助成事業	施設整備(公共的施設等)	「メモリアルホームみずほ」建設費負担金		○				(福)奴奈川福祉会		福祉課
上越市	障害者施設助成事業	施設整備(公共的施設等)	「北さくら工房」建設費借入償還金補助金		○				(福)さくら園		福祉課
上越市	障害者施設助成事業	施設整備(公共的施設等)	「南さくら工房」建設費借入償還金補助金		○				(福)さくら園		福祉課
上越市	障害者施設助成事業	施設整備(公共的施設等)	「かなやの里ワークス」建設費補助金		○				社会福祉法人 上越福祉会		福祉課
上越市	障害者施設助成事業	施設整備(公共的施設等)	「ふれんどりーミルはまなす」建設負担金		○				(福)上越市社会福祉協議会		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
上越市	施設使用料等減額事業	スポーツ・文化活動等	外出機会の少ない障害のある人の経済的負担の軽減、社会参加のため、公共施設の使用料、入館料等を減額(半額) 対象施設 上越市内公共施設等の一部	○	○	○			身障手帳、療育手帳、精神手帳所持者及び介助者1人		福祉課
上越市	タクシー利用料金等助成事業(タクシー)	移動支援	障害のある人の社会参加促進と経済的負担の軽減を図るため、タクシー利用券を交付 1枚500円 38枚/年	○	○	○			身障手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1,2級		福祉課
上越市	タクシー利用料金等助成事業(自動車燃料費)	移動支援	障害のある人の社会参加促進と経済的負担の軽減を図るため、自動車燃料券を交付 1枚500円 38枚/年	○	○	○			身障手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1,2級		福祉課
上越市	家庭相談員活動	その他	家庭児童相談室の設置 家庭における適正な児童教育、その他家庭児童福祉の向上のため相談指導の実施	○	○	○		○	障害のある児童 一般家庭児童		こども課
上越市	要介護世帯除雪費助成	雪下ろし	市が指定する積雪が多い区域の世帯 65,600円 それ以外の世帯 41,000円	○	○	○	○		高齢者・身体に障害のある人・母子世帯などの生活の根拠とする建物の屋根及び避難路の除雪に要する費用の一部を助成する		高齢者支援課
上越市	障害者施設助成事業 (グループホーム)	施設整備(公共的施設等)	「さいがためくもりの会」建設費補助金			○			(NPO)さいがためくもりの会		福祉課
上越市	障害福祉サービス利用者負担額助成事業	手当等	障害福祉サービスと地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、生活サポート事業)及び補装具と日常生活用具の利用者負担の一部を助成する。(共通上限)	○	○	○			障害福祉サービス、補装具費支給、地域生活支援事業の利用者のうち、利用者負担が生じる人		福祉課
上越市	障害福祉サービス事業所整備事業費補助事業	施設整備(公共的施設等)	社会福祉法人が生活介護や就労移行支援などの日中活動系サービス事業所を整備する目的で土地や既存建物を取得する場合に費用の一部を補助(補助率1/4 1,000万円を限度)	○	○	○			市内において障害者自立支援法に基づく日中活動系サービス事業所を整備する社会福祉法人。		福祉課
上越市	障害児行動支援等サービス利用支援事業助成事業	その他	外出時に付き添いを必要とする障害児の移動に係る費用の一部を助成する。	○	○	○			障害のある児童		福祉課
上越市	障害児一時保育事業	その他	障害のある幼児等の保護者の疾病など、保育が困難な場合、一時保育を行う。	○	○	○			児童発達支援事業等通室乳幼児		こども課
上越市	上越市あんしん生活支援事業	その他	虐待をはじめ、緊急に支援を必要とする障害者等に、緊急時における相談対応・一時預かりなどの支援を行う。	○	○	○	○	○	虐待、看護者の疾病・事故等で緊急に支援が必要な次のいずれかに該当する人 ①18歳未満のこども ②18歳以上の障害者(障害の疑いがある人を含む) ③要介護認定を受けている人		福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者							担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要	利用者負担等		
上越市	上越市グループホーム等整備費補助事業	施設整備(公共的施設等)	障害のある人の住まいの場となるグループホーム等を新たに整備する団体に対し、費用の一部を補助。(補助金額:1か所3,300千円上限)	○	○	○				市の区域内に新たに整備するグループホーム等において、共同生活介護等を実施する障害福祉サービス事業者等。		福祉課
上越市	人工透析患者通院交通費助成	移動支援	じん臓機能に障害を有する人が人工透析療法を受けるための通院に必要な交通費の一部を助成する。	○						血液透析療法を受けるため、公共交通機関、タクシー又は自家用車により、週2回以上通院している人		福祉課
上越市	就労支援事業	その他	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労支援コーディネーターを配置し、障害特性に応じた就労や雇用の相談を行う。	○	○	○		○		就職を希望する障害のある人		福祉課
妙高市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○	○	○				身体障害者手帳1級又は2級所持者で、居宅での入浴設備での入浴が困難な方(介護保険法が適用となる40歳以上の方は介護保険制度の訪問入浴サービスの対象となる)	1回につき500円	福祉介護課
妙高市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。		○					日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等	1割負担	福祉介護課
妙高市	生活サポート事業	手当等	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。		○	○				介護給付(居宅介護)支給非対象者となった障がい者で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障のある方(障がいの程度は軽度だが、日常生活に支障がある精神・知的障害者が対象)	1割負担	福祉介護課
妙高市	社会参加促進事業(スポーツ、文化関係)	スポーツ・文化活動等	パソコン教室、創作活動やスポーツ、レクリエーション教室等の支援、開催により、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○	○				在宅の障がい者等		福祉介護課
妙高市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○						<本人運転>上肢、体幹、下肢障害者1、2級 <介護運転者>身体障害者手帳1・2級(下肢、体幹機能障害)の車椅子使用の障害者がいる世帯	障害者本人や介護者等により、負担額は異なる	福祉介護課
妙高市	指定障がい者福祉サービス事業所通所者交通費助成事業	手当等	指定障がい者福祉サービス事業所通所者の経済的負担を軽減	○	○	○				作業所通所者又は、通所者の送迎者でバス、鉄道、自家用車で通所する者(自宅から作業所までの距離が片道2km以上)	①鉄道・バス利用…交通費の1/2助成、②自家用利用者…往復距離に10円/kmを乗じて得た額の1/2助成	福祉介護課
妙高市	在宅重度心身障害者介護者ほっとサービス事業	手当等	重度心身障がい児(者)の在宅福祉サービスの利用を促進し、介護者の介護負担を軽減するため、在宅福祉サービスの利用にかかった費用の一部を助成する。	○	○					身障手帳1.2級、療育手帳Aの寝たきりで常時介護の必要な者の介護者	利用者に対し、月額5,000円を上限に支給。	福祉介護課
妙高市	徘徊感知装置利用サービス事業	手当等	知的な障がいや有し、専門の医療機関により行動障害と認められた方の在宅生活での徘徊による危険行動を予防するとともに、介護者の見守り等に要する負担を軽減するため、徘徊感知装置の設置費を助成する。		○					行動障害がある障がい者を常時介護する人の介護負担を軽減するため、徘徊感知装置の設置料金を助成する。	市が、徘徊感知装置の設置費用(7,350円)の助成(ただし、月500円の利用料は自己負担)	福祉介護課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者					対象者の概要	利用者負担等	担当課
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他			
妙高市	障害者等移動支援事業 (タクシー券) 福祉タクシー・自動車燃料費支援事業	移動支援	重度障がい者(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者)、非課税世帯でかつ扶養義務者のいない通院困難な虚弱高齢者に対して、タクシー券の交付または、燃料費の助成を行う。					○	身障手帳1～3級 療育手帳A 精神手帳1,2級 非課税高齢者世帯員で通院困難な者	1万円分の利用券を支給。	福祉介護課
妙高市	人工透析者通院交通費助成事業	手当等	人工透析者は生涯通院が必要であり、通院にかかる交通費が生活の負担となっており、経済的な負担を軽減するために通院に係る交通費を助成する。	○					腎臓機能障害を持つ身障手帳所持者で更生医療の決定を受けている者又はその通院を補助する扶養親族	①公共交通機関:1回(往復)の交通費実費*通院日数*1/2(1ヶ月単位)、②自家用車:通院距離(往復)*23円*通院日数*1/2(1ヶ月単位)、①または②の額と10,000円のいずれか低い額を助成	福祉介護課
妙高市	障害者世帯冬期在宅支援事業 (除雪、雪踏み事業委託)	雪下ろし	自力で除雪、雪踏みができない障がい者世帯の冬期間の安全を確保し不安を解消するため、妙高市社会福祉協議会への委託等により除雪、雪踏みを実施	○	○	○			・自力で除雪が不可能な障がい者世帯 ・指定地区で地理的条件が厳しく幹線道路から外れた地域に暮らす、自力で道付が困難な障害者世帯		福祉介護課
妙高市	通院輸送事業	移動支援	車椅子等を利用している在宅の障害者に対し、月一度の通院輸送を支援する。	○	○	○			車いす使用者で、下肢、体幹、脳原性移動機能の障害程度等級1級または療育手帳A、介護給付費の程度区分3の方		福祉介護課
糸魚川市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					寝たきり状態の重度身体障害者	サービス料の1割	福祉事務所
糸魚川市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。		○				主に知的障害者(児)	サービス料の1割	福祉事務所
糸魚川市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○	○				身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者 ※等級制限あり		福祉事務所
糸魚川市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			障害程度区分非該当の障害者	サービス料の1割	福祉事務所
糸魚川市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	団体助成	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					視覚障害者		福祉事務所
糸魚川市	生活支援等事業	機能訓練等	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。	○					65歳以下の身体障害者等		福祉事務所

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
糸魚川市	障害者交通費助成事業	移動支援	重度障害者手帳所持者等に年間10,000円もしくは5,000円(一部人工透析者は20,000円)のタクシー券または自動車燃料券を支給。バス利用者の場合は割引定期券(おでかけバス)の購入費補助。	○	○	○			・身体障害者1～3級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級 ・作業所通所者 ・精神保健福祉手帳2～3級かつ自立支援医療(精神通院)受給者	おでかけバスは半年定期券で3,000円負担有	福祉事務所
糸魚川市	手話教室開催事業	団体助成	初心者、小中学生を対象に手話教室を開催 年間23回開催補助					○	聴覚、言語機能障害者 初心者、小中学生		福祉事務所
糸魚川市	障害者福祉のしおり作成配布	その他	福祉のしおりを作成し、配布する					○	新規の手帳交付者 希望者		福祉事務所
糸魚川市	糸魚川市身体障害者会補助	団体助成	活動補助として支給	○					身体障害者会		福祉事務所
糸魚川市	糸魚川手話サークル補助	団体助成	活動補助として支給	○					手話サークル		福祉事務所
糸魚川市	いとよ朗読奉仕会補助	団体助成	活動補助として支給	○					朗読奉仕会		福祉事務所
糸魚川市	糸魚川要約筆記サークル補助	団体助成	活動補助として支給	○					要約筆記サークル		福祉事務所
糸魚川市	糸魚川市手をつなぐ育成会補助	団体助成	活動補助として支給		○				手をつなぐ育成会		福祉事務所
糸魚川市	糸魚川市家族会補助	団体助成	家族会活動補助			○			家族会		福祉事務所 健康増進課
佐渡市	訪問入浴サービス事業	その他	訪問による居宅での入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、障害者の生活を支援する。	○					本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅身体障害者	サービスに要する費用の10%	社会福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対象者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
佐渡市	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ※更生訓練費給付事業	その他	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している(ただし、障害福祉サービスに係わる利用者負担の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた)方に対し、施設での訓練にあたり必要となる物品の購入費用に充てるための「更生訓練費」および就職等により自立する際に「就職支度金」を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	○					身体障害者更生支援施設に入所している者		社会福祉課
佐渡市	日中一時支援事業	その他	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。	○	○	○		○	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めた障害者等	サービスに要する費用の10%	社会福祉課
佐渡市	生活サポート事業	その他	介護給付決定以外の方について、日常生活の支援・家事に対する必要な支援を行う。	○	○	○			介護給付支給決定者以外の者	サービスに要する費用の10%	社会福祉課
佐渡市	生活支援等事業	その他	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進する。			○		○	精神障害者又はその疑いのある者	実費負担	社会福祉課
佐渡市	社会参加促進事業(自動車関係)	移動支援	障害者が自動車免許を取得する際に要する費用や障害者、介助者等が運転する自動車の改造費等に要する費用の助成を行い、障害者の社会参加の促進を図る。	○					重度身体障害者	改造費助成限度額:(本人運転)10万円、(介護者運転)60万円。ただし介護者運転では、世帯の課税状況に応じて自己負担額を要する。免許取得助成:上限10万円	社会福祉課
佐渡市	介護手当支給事業	手当等	市の定める診断書により重度の障害があると認められる者で、特別障害者手当の基準に達しない者 月額5,000円	○	○			○	寝たきり、痴呆者、重度の精神遅滞者等の介護者		高齢福祉課
佐渡市	心身障害者及び精神障害者通所支援所等通所費補助金交付事業	手当等	通所支援所等へ通所するために必要な交通費の一部を補助 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ・バス運賃×1/2×通所日数×1/2 ・上記以外の者 ・バス運賃×通所日数×3/4	○	○	○			心身障害者、精神障害者で通所支援所等へ通所している者		社会福祉課
佐渡市	精神障害者医療費助成事業	医療・通院(入院)	①通院医療費公費負担制度により医療費の助成を受けている者、②入院により精神障害の医療を受けている者、①及び②の者が支払った医療費の一部負担金から付加給付又は他法による助成を受けた額を控除した額の1/2を助成			○			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者		社会福祉課
佐渡市	通院費補助金交付事業	医療・通院(入院)	通院時のバス、船、鉄道賃の往復相当額(船賃は2等往復、鉄道賃は年12回を限度)の一部を補助					○	・人工透析を受けている者 ・特定疾患認定患者		社会福祉課
佐渡市	心身障害者扶養共済制度掛金助成事業	扶養共済	市民税所得割課税者 掛金の50%を助成 市民税均等割課税者 掛金の35%を助成 市民税非課税者 掛金の40%を助成	○	○	○			心身障害者		社会福祉課

平成24年度障害者施策市町村実施事業一覧

市町村名	地域生活支援事業の事業名 (市町村単独事業の場合記載不要)	事業内容	事業概要	対 象 者						担当課	
				身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	その他	対象者の概要		利用者負担等
佐渡市	福祉タクシー利用料金助成事業	移動支援	年間一人一冊(580円券30枚入) 一度の乗車で最高5枚まで利用可能	○	○	○			・身体障害者手帳 1級、2級及び下肢不自由又は体幹不自由3級の者 ・療育手帳A		社会福祉課
佐渡市	身体障がい者福祉協議会補助金	団体助成	運営費補助	○					佐渡市身体障がい者福祉協議会		社会福祉課
佐渡市	精神障がい者家族会補助金	団体助成	運営費補助			○			佐渡市精神障がい者家族会		社会福祉課
佐渡市	手をつなぐ育成会補助金	団体助成	運営費補助		○				佐渡市手をつなぐ育成会		社会福祉課
佐渡市	社会参加促進事業(コミュニケーション関係)	その他	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の派遣、研修、育成等を行い、障害者の社会参加の促進を図る。					○			社会福祉課
佐渡市	成年後見制度普及啓発等事業	その他	成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げの支援を行うことにより、障害者の成年後見制度の利用を促進するための体制整備を図るもので、普及啓発事業の実施および法人後見を行う事業所開設に必要な設備整備、職員研修等を支援する。	○	○	○	○	○			社会福祉課
佐渡市		医療・通院(入院)	厚生連真野みずほ病院が実施する訪問看護を受けるものに対し、その利用に係る交通費の一部を助成する。			○			精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法第58条に規定する自立支援医療費の支給を受けている方	利用者が病院に支払う訪問看護に係る交通費の2分の1を助成	社会福祉課

市町村障害福祉担当課

市町村名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	市町村名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
村上市	福祉課	958-8501	村上市三之町1-1	0254-53-2111(代表)	0254-53-3840	田上町	保健福祉課	959-1503	田上町大字原ヶ崎新田3070	0256-57-6112(直通)	0256-57-3111
関川村	住民福祉課	959-3292	関川村大字下関912	0254-64-1472(直通)	0254-64-0505	長岡市	福祉課	940-8501	長岡市大手通1-4-10	0258-35-1122(代表)	0258-39-2256
粟島浦村	総務課	958-0061	粟島浦村字日ノ見山1513-11	0254-55-2111(直通)	0254-55-2159	出雲崎町	保健福祉課	949-4392	出雲崎町大字川西140	0258-78-2293(直通)	0258-78-4483
新発田市	社会福祉課	957-8686	新発田市中央町4-10-4	0254-22-3101(代表)	0254-22-0920	小千谷市	社会福祉課	947-8501	小千谷市城内2-7-5	0258-83-3517(直通)	0258-83-4160
阿賀野市	福祉課	959-2092	阿賀野市岡山町10-15	0250-62-2510(代表)	0250-61-2036	魚沼市	福祉課	946-8511	魚沼市大沢213-1	025-792-9767(直通)	025-792-7600
聖籠町	保健福祉課	957-0117	聖籠町大字諏訪山825	0254-27-6511(直通)	0254-27-6512	湯沢町	健康福祉課	949-6101	湯沢町大字湯沢2877-1	025-784-4560(直通)	025-784-4536
胎内市	健康福祉課	959-2693	胎内市新和町2番10号	0254-43-6111(代表)	0254-43-2868	南魚沼市	福祉課	949-6696	南魚沼市六日町180-1	025-773-6667(直通)	025-772-3055
五泉市	健康福祉課	959-1692	五泉市太田1094-1	0250-43-3911(代表)	0250-43-0417	十日町市	福祉課	948-8501	十日町市千歳町3-3	025-757-3111(代表)	025-757-3800
阿賀町	町民生活課	959-4495	阿賀町大字津川580	0254-92-5761(直通)	0254-92-4736	津南町	福祉保健課	949-8292	津南町大字下船渡戊585	025-765-3114(直通)	025-765-4625
新潟市	障がい福祉課	951-8550	新潟市中央区学校町通1番町602-1	025-228-1000(代表)	025-223-1500	柏崎市	福祉課	945-8511	柏崎市中央町5-50	0257-21-2234(直通)	0257-21-1315
燕市	福祉課	959-1295	燕市白山町2-7-27	0256-63-4131(代表)	0256-63-4832	刈羽村	福祉保健課	945-0397	刈羽村大字割町新田215-1	0257-45-3916(直通)	0257-45-2818
弥彦村	住民福祉課	959-0392	弥彦村大字矢作402	0256-94-3133(直通)	0256-94-5164	上越市	福祉課	943-8601	上越市木田1-1-3	025-526-5111(代表)	025-525-5157
三条市	福祉課	955-8686	三条市旭町2-3-1	0256-34-5511(代表)	0256-35-2150	妙高市	健康福祉課	944-8686	妙高市栄町5-1	0255-72-5111(代表)	0255-72-9841
加茂市	福祉事務所	959-1392	加茂市幸町2-3-5	0256-52-0080(代表)	0256-53-2729	糸魚川市	福祉事務所	941-8501	糸魚川市一の宮1-2-5	025-552-1511(代表)	025-552-8250
見附市	健康福祉課	954-0052	見附市学校町2-13-30	0258-61-1350(直通)	0258-62-7052	佐渡市	社会福祉課	952-1292	佐渡市千種232	0259-63-5113(直通)	0259-63-5121